

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成26年3月10日
<b>【計算期間】</b>	第13期 (自 平成24年12月11日 至 平成25年12月10日)
<b>【ファンド名】</b>	P R U国内株式マーケット・パフォーマー
<b>【発行者名】</b>	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ ジャパン株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 新田 恭久
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
<b>【事務連絡者氏名】</b>	倉町 総一郎
<b>【連絡場所】</b>	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
<b>【電話番号】</b>	03-6832-7150
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、PRU国内株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じてわが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数（TOPIX）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

###### 信託金の限度額

委託会社は、受託銀行と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### 基本的性格

当ファンドは追加型投信／国内／株式に属します。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

##### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産
		資産複合

##### < 商品分類表（上記網掛け表示部分）の定義 >

###### [ 単位型・追加型の区分 ]

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### [ 投資対象地域による区分 ]

国内...目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### [ 投資対象資産（収益の源泉）による区分 ]

株式...目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産 (組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド          ファンド・オブ・ファンズ
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券 一般	年6回(隔月)	欧州	
公債	年12回(毎月)	アジア	
社債		オセアニア	
その他債券	日々	中南米	
クレジット属性	その他	アフリカ	
不動産投信		中近東(中東)	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		エマージング	
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型			

## &lt;属性区分表(上記網掛け表示部分)の定義&gt;

## [投資対象資産による属性区分]

## その他資産(投資信託証券(株式 一般))

…目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、実質的に株式 一般(大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。)へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産(収益の源泉)は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(株式 一般))」に分類されます。

## [決算頻度による属性区分]

年1回…目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

## [投資対象地域による属性区分]

日本…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## [投資形態による属性区分]

## ファミリーファンド

…目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

前記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色

マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の株式を中心に投資を行います。  
東証株価指数（TOPIX）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。  
当ファンドの信託期間は無期限です。  
年1回（原則、12月10日。）決算し、収益分配方針に基づいて分配を行います。

東証株価指数（TOPIX = Tokyo Stock Price Index）とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

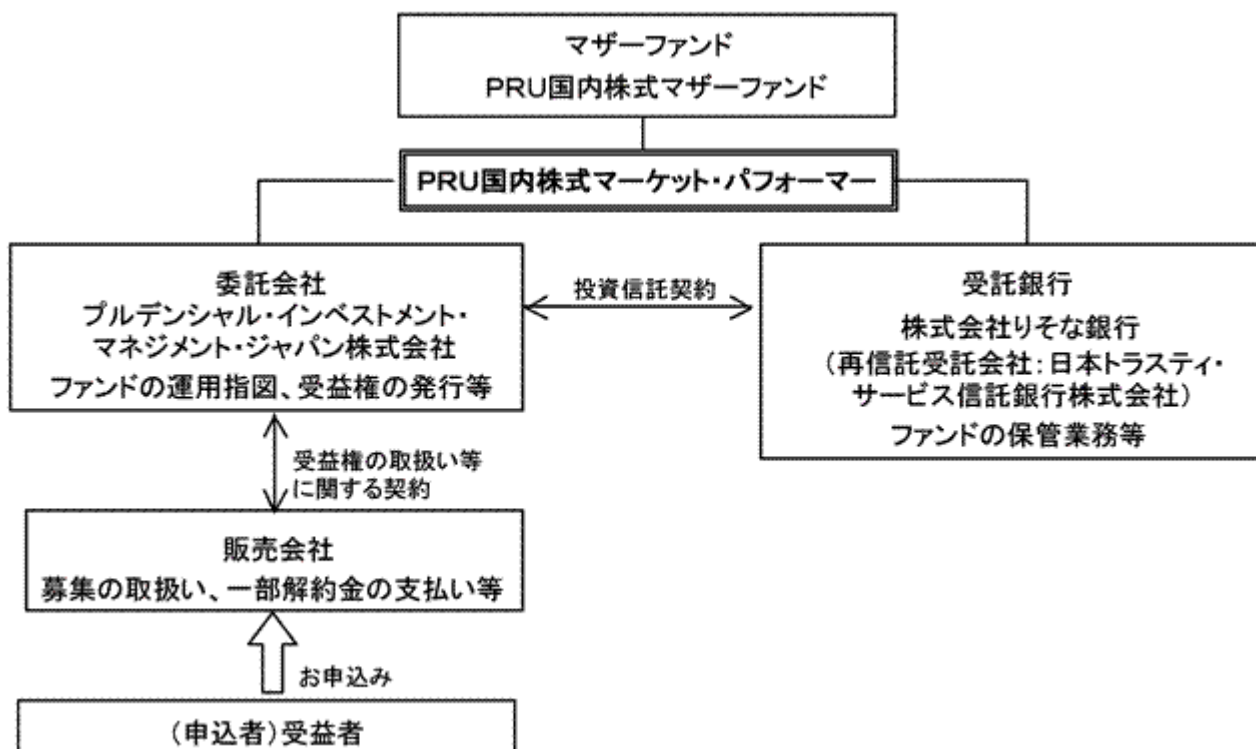
- a. TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
- b. 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- c. 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- d. 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- e. 当ファンドおよび当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- f. 株式会社東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドおよび当ファンドが投資対象とするマザーファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- g. 株式会社東京証券取引所は、委託会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- h. 以上の項目に限らず、株式会社東京証券取引所は当ファンドおよび当ファンドが投資対象とするマザーファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## （２）【ファンドの沿革】

平成13年3月8日	ブルデンシャル投信株式会社が当ファンドの設定・運用開始
平成14年12月31日	ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクがブルデンシャル投信株式会社より営業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始
平成18年9月1日	ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（委託会社）がブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## ファンドの関係法人

- a. 委託会社：投資信託財産の運用指図およびその権限の委託、受益権の発行等を行います。
- b. 受託銀行：投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付等を行います。
- c. 販売会社：受益権の取扱い等に関する契約に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

## 委託会社等の概況（平成26年1月末現在）

- a. 資本金の額：219百万円
- b. 沿革
 

平成18年 4月	ブルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立
平成18年 8月	ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
平成18年 9月	ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受

## c．大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルデンシャル・インターナショナル・インベストメンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、スイート1300、ノース・マーケット・ストリート1105	7,360株	100.0%

\*ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、「ザ・ブルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ」を中核とする北米最大級の総合金融グループの一員です。ブルデンシャルは135年以上の歴史と強固な経営基盤を誇り、アメリカ ニュージャージー州ニューアークの本社を拠点とし、ブルデンシャル・グループの持株会社ブルデンシャル・ファイナンシャル・インクはニューヨーク証券取引所に上場している株式会社です。

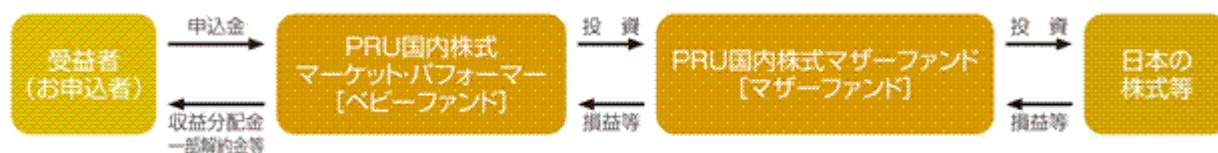
## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数（TOPIX）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式では、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行います。マザーファンドの運用成果は、すべてベビーファンドに反映されます。



(注)「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金（税控除後）は、原則として、自動的に再投資されません。

## 運用方法

## a．投資対象

「PRU国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、国内の株式・公社債等に直接投資することがあります。

## b．投資態度

- (a) 主として、「PRU国内株式マザーファンド」受益証券への投資を通じ、東証株価指数（TOPIX）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。
- (b) 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- (c) 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- (d) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

## （２）【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (a) 有価証券
  - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、後記「(5) 投資制限」、「」に定めるものに限りません。）
  - (c) 金銭債権（前記(a)、(b)、および後記(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
  - (d) 約束手形（前記(a)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

### 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託銀行として締結されたPRU国内株式マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- i．資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記a．からk．の証券または証書の性質を有するもの
- m．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- n．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- q．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証券

- s . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t . 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第16号で定めるものをいいます。）
- u . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v . 外国の者に対する権利で前記 u . の有価証券の性質を有するもの

なお、前記 a . の証券または証書、 l . ならびに q . の証券または証書のうち a . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 b . から f . までの証券および l . ならびに q . の証券または証書のうち b . から f . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、 m . の証券および n . の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利で前記 e . の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記 a . から f . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （ 3 ）【運用体制】

当ファンドの主要な投資対象である「PRU国内株式マザーファンド」は、投資運用本部のファンドマネージャーが運用を行います。投資運用本部は、運用に関わる調査・分析を行い、ポートフォリオ構築に関わる投資判断等を行います。

#### 委託会社の運用体制

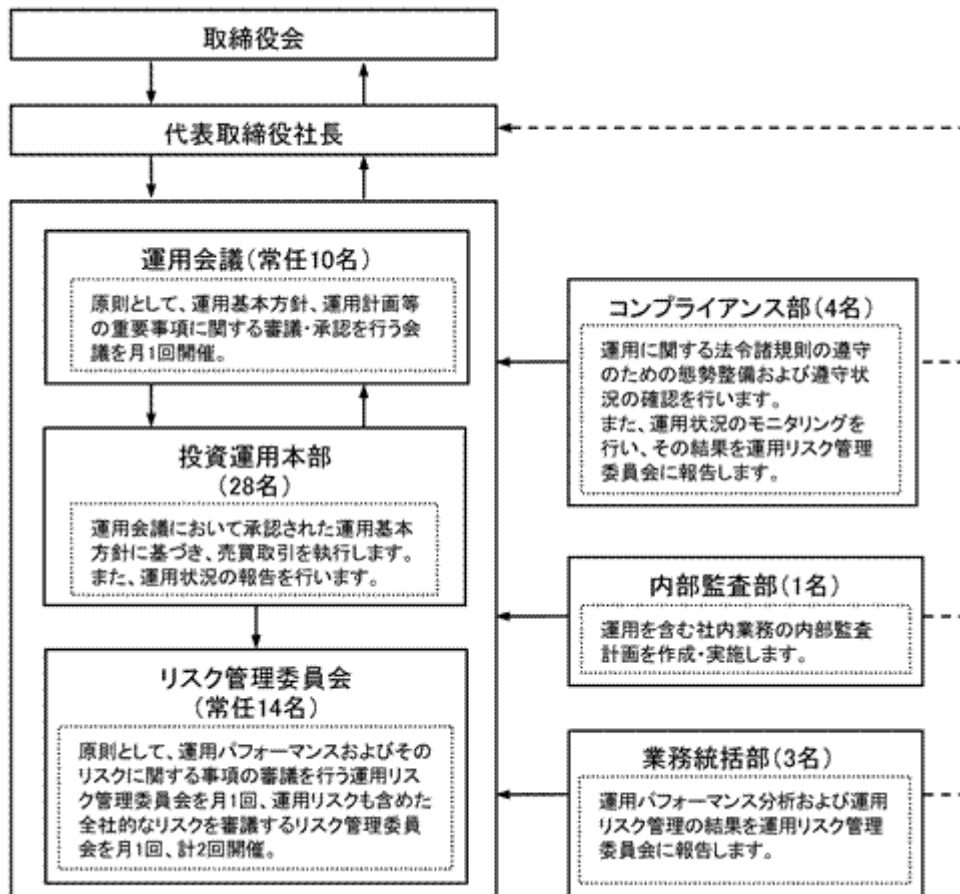


#### 委託会社の運用体制に関する社内規則

委託会社は、資産運用およびリスク管理の基本方針を定める「運用規程」を遵守することにより、運用の適正性を確保することに努めます。



## 委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等



## 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制

「受託銀行」に対しては、投資信託財産の管理業務を通じて、受託銀行の信託事務の正確性等を総合的に監視しています。また、財務状況、内部統制の整備および運用状況についての確認を行います。

前記の運用体制等は平成26年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

**（４）【分配方針】**

毎決算時（原則、12月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、前記「（１）投資方針」に基づき運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**（５）【投資制限】**

株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限（ ））

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限（ ））

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限、第22条）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限、第26条）

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限、第25条）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限、第22条）

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲（投資信託約款第24条）

- a．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b．前記a．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第27条）

- a．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b．前記a．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、  
(a) 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

- (b) 株式分割により取得する株券
- (c) 有償増資により取得する株券
- (d) 売出しにより取得する株券
- (e) 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- (f) 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記(e)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図（投資信託約款第28条）

- a . 委託会社は、わが国の金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所等」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所等におけるわが国のこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b . 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第29条）

- a . 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第30条）

- a . 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b . 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付けの指図・目的・範囲（投資信託約款第31条）

- a . 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - (a) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(b) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- b. 前記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れの指図・目的・範囲(投資信託約款第39条)

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限

(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

同一の法人の発行する株式の投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託銀行に指図しないものとします。

## （参考）マザーファンドの投資方針

P R U国内株式マザーファンド	
基本方針	この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数（T O P I X）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
運用方法	
投資対象	金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	東証株価指数（T O P I X）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。 このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式への投資には制限を設けません。 外貨建資産への投資は行いません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

平成26年1月末現在において、「P R U国内株式マザーファンド」に投資しているファンドは、P R Uグッドライフ2020、P R Uグッドライフ2030、P R Uグッドライフ2040、P R U国内株式マーケット・パフォーマー（当ファンド）、プルデンシャル私募国内株式マーケット・パフォーマー（適格機関投資家向け）、P R Uグッドライフ2020（年金）、P R Uグッドライフ2030（年金）、P R Uグッドライフ2040（年金）、P R Uグッドライフ2050（年金）、プルデンシャル私募国内株式・債券バランスファンド（適格機関投資家向け）です。

なお、この他にも、今後「P R U国内株式マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

### 3【投資リスク】

#### (1) 当ファンドへの投資リスク

当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動し、これらの運用による損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

##### < 株価変動リスク >

株式等の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため当ファンドが実質的に組入れている株式の値動きにより基準価額は変動します。また、当ファンドが実質的に組入れている株式を発行する企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、当ファンドに重大な損失を生じさせることがあります。

##### < 当ファンドの投資成果 >

当ファンドの投資成果は、必ずしも東証株価指数（TOPIX）の動きに追随するとは限りません。その主な要因としては、次のものが考えられます。

- a. 当ファンドが信託報酬等を負担することによる影響
- b. 当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの投資成果が、次の要因などにより東証株価指数（TOPIX）の動きに連動しない場合があること
  - (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法通りに組入れない場合があること
  - (b) 売買委託手数料等を負担することによる影響
  - (c) 追加設定および解約に対応した株式の約定価格と指数の算出に使用する価格の差による影響
  - (d) 株価指数先物取引等を利用した場合の指数との値動きの差、コストなどによる影響
  - (e) 株式および株価指数先物取引等の最低取引単位の影響
  - (f) 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

##### < 同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響 >

当ファンドが投資対象とするマザーファンドについて、当該マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドにおける資金流入や資産配分の変更等により当該マザーファンド組入の有価証券等の売買が発生した場合、その売買による組入の有価証券等の価格の変化や売買手数料・税金等の負担が当該マザーファンドの価額に影響を及ぼすことがあります。これにより当該マザーファンドの価額が下落した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

#### (2) 分配金に関する留意点

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### (3) その他の留意点

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 当ファンドはマザーファンドを通じて株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を下回ることがあります。

- ・投資信託は預金等とは異なり、預金保険機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は保険契約とは異なり、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託を登録金融機関で購入した場合は、投資者保護基金の対象にはなりません。
- ・法令・税制および会計基準等は今後変更される可能性があり、これにより、当ファンドがあらかじめ目的としている投資成果を達成できないこともあります。

#### （４）投資リスクに対する管理体制

運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認はコンプライアンス部が行います。全体的な運用状況の管理は投資運用本部が行います。運用に関するリスク管理およびパフォーマンス分析については、業務統括部が行います。これらの各部の情報は、原則として月1回開催される運用リスク管理委員会に報告され、その内容の確認・検討が行われた後に各部にフィードバックされ、その後の業務に反映されます。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

申込手数料は、2.1%<sup>\*</sup>（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額とします。

\*消費税率が8%になった場合は、2.16%（税込）となります。

各販売会社の申込手数料の詳細については、委託会社にお問合わせください。

委託会社問合わせ先	
ぶる PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	<a href="http://www.pru.co.jp/">http://www.pru.co.jp/</a>

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

### （２）【換金（解約）手数料】

解約時に手数料はかかりません。

ただし、一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

\*「信託財産留保額」とは、信託期間の途中で解約する場合に、ファンド運用の安定性を図るとともに、引続きファンドを保有する受益者との公平性を確保するため、解約される方にご負担いただく一定の金額であり、投資信託財産中に留保されます。

## ( 3 ) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.6825%<sup>\*</sup>（税抜0.65%）の率を乗じて得た額とします。

\* 消費税率が8%になった場合は、0.702%（税込）となります。

## 信託報酬の配分

委託会社	販売会社	受託銀行
年0.3360%（税抜0.32%）	年0.2730%（税抜0.26%）	年0.0735%（税抜0.07%）

消費税率が8%になった場合は、以下のとおりとなります。

委託会社	販売会社	受託銀行
年0.3456%（税込）	年0.2808%（税込）	年0.0756%（税込）

前記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

## ( 4 ) 【その他の手数料等】

## 信託事務の諸費用

- a. 投資信託財産に関する租税、次に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額ならびに受託銀行の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。
  - (a) 売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等
  - (b) 借入金の利息
- b. 前記a.にかかわらず、委託会社は、信託事務の処理に要する費用のうち、次に掲げる費用および当該費用に係る消費税等相当額については、投資信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、後記c.にしたがって、投資信託財産から受けることができます。
  - (a) 投資信託振替制度に係る費用
  - (b) 有価証券届出書等開示書類および目論見書（これらの訂正も含まれます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成等に要する費用
  - (c) この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用
  - (d) この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用
- c. 前記b.で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

## 監査報酬

- a. 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）<sup>\*</sup>の率を乗じて得た額を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、当該費用に係る消費税等相当額とともに、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上します。

\* 消費税率が8%になった場合は、0.0054%（税込）となります。



- b. 前記a. で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

収益分配金の課税について

- a. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- b. 受益者が収益分配金を受取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- c. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者の場合は、一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合は、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

- a. 個人の受益者に対する課税  
(a) 収益分配時の課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行うことにより、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

普通分配金については、上場株式等の譲渡損失および他の上場株式等にかかる配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。なお、配当控除の適用はありません。

(b) 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収特定口座においては原則、確定申告の必要はありません。

一部解約時および償還時の譲渡損益は、確定申告をすることにより他の上場株式等譲渡損益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。なお、譲渡損失については、3年間の繰越控除の対象とすることができます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ・前記は、平成26年1月1日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成26年1月31日現在)

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券 (PRU国内株式マザーファンド)	日本	93,406,535	100.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		103,553	0.11
合計(純資産総額)		93,302,982	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (参考情報)

当ファンドが主要投資対象とするPRU国内株式マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成26年1月31日現在)

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,369,852,130	96.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		75,885,988	3.10
合計(純資産総額)		2,445,738,118	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成26年1月31日現在)

## 主要銘柄の明細

(単位:円)

地域	種類	銘柄	数量	簿価単価	簿価金額	時価単価	時価金額	投資比率(%)
日本	投資信託 受益証券	PRU国内株式 マザーファンド	76,966,493	1.2493	96,160,614	1.2136	93,406,535	100.11

(注1)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2)投資信託受益証券の簿価単価および時価単価は、1万口当たりの価額です。

## (参考情報)

## P R U国内株式マザーファンド

	地域	種類	業種	銘柄名	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	日本円	19,100	6,216.74	118,739,769	5,922.00	113,110,200	4.62
2	日本	株式	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本円	102,100	642.94	65,644,942	623.00	63,608,300	2.60
3	日本	株式	情報・通信業	ソフトバンク	日本円	6,600	8,660.00	57,156,000	7,563.00	49,915,800	2.04
4	日本	株式	銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	日本円	10,200	4,967.66	50,670,220	4,824.00	49,204,800	2.01
5	日本	株式	輸送用機器	本田技研工業	日本円	12,300	4,191.14	51,551,095	3,893.00	47,883,900	1.96
6	日本	株式	銀行業	みずほフィナンシャルグループ	日本円	175,000	211.03	36,930,250	219.00	38,325,000	1.57
7	日本	株式	情報・通信業	日本電信電話	日本円	5,300	5,160.00	27,348,000	5,561.00	29,473,300	1.21
8	日本	株式	食料品	日本たばこ産業	日本円	8,500	3,440.00	29,240,000	3,197.00	27,174,500	1.11
9	日本	株式	電気機器	日立製作所	日本円	33,000	736.00	24,288,000	792.00	26,136,000	1.07
10	日本	株式	医薬品	武田薬品工業	日本円	5,400	4,995.00	26,973,000	4,793.00	25,882,200	1.06
11	日本	株式	電気機器	ファナック	日本円	1,500	16,360.00	24,540,000	16,770.00	25,155,000	1.03
12	日本	株式	情報・通信業	KDDI	日本円	4,200	6,140.00	25,788,000	5,705.00	23,961,000	0.98
13	日本	株式	電気機器	キヤノン	日本円	7,900	3,295.42	26,033,818	3,006.00	23,747,400	0.97
14	日本	株式	小売業	セブン&アイ・ホールディングス	日本円	5,700	3,740.00	21,318,000	4,102.00	23,381,400	0.96
15	日本	株式	不動産業	三菱地所	日本円	9,000	2,742.00	24,678,000	2,545.00	22,905,000	0.94
16	日本	株式	医薬品	アステラス製薬	日本円	3,300	5,972.42	19,709,001	6,398.00	21,113,400	0.86
17	日本	株式	卸売業	三菱商事	日本円	10,600	1,952.00	20,691,200	1,903.00	20,171,800	0.82
18	日本	株式	証券・商品先物取引業	野村ホールディングス	日本円	27,700	781.39	21,644,571	725.00	20,082,500	0.82
19	日本	株式	不動産業	三井不動産	日本円	6,000	3,372.04	20,232,240	3,289.00	19,734,000	0.81
20	日本	株式	鉄鋼	新日鐵住金	日本円	61,000	324.00	19,764,000	315.00	19,215,000	0.79
21	日本	株式	陸運業	東日本旅客鉄道	日本円	2,500	8,100.00	20,250,000	7,632.00	19,080,000	0.78
22	日本	株式	電気機器	パナソニック	日本円	15,700	1,139.00	17,882,300	1,184.00	18,588,800	0.76
23	日本	株式	情報・通信業	NTTドコモ	日本円	11,100	1,623.00	18,015,300	1,663.00	18,459,300	0.75
24	日本	株式	輸送用機器	デンソー	日本円	3,400	4,912.37	16,702,068	5,339.00	18,152,600	0.74
25	日本	株式	卸売業	三井物産	日本円	12,600	1,371.00	17,274,600	1,385.00	17,451,000	0.71
26	日本	株式	輸送用機器	日産自動車	日本円	19,200	880.00	16,896,000	885.00	16,992,000	0.69
27	日本	株式	ゴム製品	ブリヂストン	日本円	4,500	3,670.00	16,515,000	3,734.00	16,803,000	0.69
28	日本	株式	電気機器	三菱電機	日本円	14,000	1,142.00	15,988,000	1,178.00	16,492,000	0.67
29	日本	株式	保険業	東京海上ホールディングス	日本円	5,300	3,290.96	17,442,138	3,034.00	16,080,200	0.66
30	日本	株式	機械	三菱重工	日本円	24,000	619.00	14,856,000	670.00	16,080,000	0.66

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

## 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	100.11
合計	100.11

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(参考情報)

## P R U国内株式マザーファンド

	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	11.65
	輸送用機器	11.59
	銀行業	9.49
	情報・通信業	6.98
	機械	5.21
	化学	5.13
	医薬品	4.41
	卸売業	4.28
	小売業	4.21
	食料品	3.72
	陸運業	3.54
	不動産業	3.31
	建設業	2.52
	サービス業	2.48
	保険業	2.15
	電気・ガス業	2.12
	証券、商品先物取引業	1.72
	鉄鋼	1.63
	精密機器	1.36
	その他製品	1.36
	その他金融業	1.34
	非鉄金属	1.09
	ガラス・土石製品	0.95
	ゴム製品	0.88
	繊維製品	0.68
	金属製品	0.65
	石油・石炭製品	0.58
	空運業	0.49
	鉱業	0.42
	海運業	0.39
パルプ・紙	0.27	
倉庫・運輸関連業	0.22	
水産・農林業	0.09	
	合計	96.90

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）

P R U国内株式マザーファンド

（平成26年1月31日現在）

種類	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	通貨	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	東証	東証株価指数先物	買建	6	日本円	75,655,300	72,900,000	2.98

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額(円)	1万口当たりの純資産額 (基準価額)(円)
第1計算期間末 (分配付)	2,290,038,787	8,372
(平成13年12月10日) (分配落)	2,290,038,787	8,372
第2計算期間末 (分配付)	1,940,242,065	7,041
(平成14年12月10日) (分配落)	1,940,242,065	7,041
第3計算期間末 (分配付)	45,784,575	8,405
(平成15年12月10日) (分配落)	45,784,575	8,405
第4計算期間末 (分配付)	41,860,397	9,305
(平成16年12月10日) (分配落)	41,860,397	9,305
第5計算期間末 (分配付)	49,500,322	14,029
(平成17年12月12日) (分配落)	49,500,322	14,029
第6計算期間末 (分配付)	42,990,524	14,164
(平成18年12月11日) (分配落)	42,990,524	14,164
第7計算期間末 (分配付)	50,064,704	13,651
(平成19年12月10日) (分配落)	50,064,704	13,651
第8計算期間末 (分配付)	73,383,148	7,458
(平成20年12月10日) (分配落)	73,383,148	7,458
第9計算期間末 (分配付)	93,607,821	7,910
(平成21年12月10日) (分配落)	93,607,821	7,910
第10計算期間末 (分配付)	94,600,350	8,144
(平成22年12月10日) (分配落)	94,600,350	8,144
第11計算期間末 (分配付)	78,997,450	6,944
(平成23年12月12日) (分配落)	78,997,450	6,944
第12計算期間末 (分配付)	81,477,440	7,459
(平成24年12月10日) (分配落)	81,477,440	7,459
平成25年1月末日	104,034,443	8,892
平成25年2月末日	103,827,325	9,224
平成25年3月末日	107,861,578	9,868
平成25年4月末日	116,295,408	11,113
平成25年5月末日	117,499,374	10,833
平成25年6月末日	100,704,375	10,817
平成25年7月末日	99,923,256	10,786



	純資産総額(円)	1万口当たりの純資産額 (基準価額)(円)
平成25年8月末日	94,975,158	10,535
平成25年9月末日	99,744,616	11,446
平成25年10月末日	98,236,642	11,444
平成25年11月末日	105,349,334	12,052
第13計算期間末 (分配付)	105,824,469	12,025
(平成25年12月10日) (分配落)	105,824,469	12,025
平成25年12月末日	98,136,817	12,474
平成26年1月末日	93,302,982	11,680

## 【分配の推移】

決算期		1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間末	平成13年12月10日	0
第2計算期間末	平成14年12月10日	0
第3計算期間末	平成15年12月10日	0
第4計算期間末	平成16年12月10日	0
第5計算期間末	平成17年12月12日	0
第6計算期間末	平成18年12月11日	0
第7計算期間末	平成19年12月10日	0
第8計算期間末	平成20年12月10日	0
第9計算期間末	平成21年12月10日	0
第10計算期間末	平成22年12月10日	0
第11計算期間末	平成23年12月12日	0
第12計算期間末	平成24年12月10日	0
第13計算期間末	平成25年12月10日	0

## 【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1計算期間 （平成13年3月8日から平成13年12月10日）	16.3
第2計算期間 （平成13年12月11日から平成14年12月10日）	15.9
第3計算期間 （平成14年12月11日から平成15年12月10日）	19.4
第4計算期間 （平成15年12月11日から平成16年12月10日）	10.7
第5計算期間 （平成16年12月11日から平成17年12月12日）	50.8
第6計算期間 （平成17年12月13日から平成18年12月11日）	1.0
第7計算期間 （平成18年12月12日から平成19年12月10日）	3.6
第8計算期間 （平成19年12月11日から平成20年12月10日）	45.4
第9計算期間 （平成20年12月11日から平成21年12月10日）	6.1
第10計算期間 （平成21年12月11日から平成22年12月10日）	3.0
第11計算期間 （平成22年12月11日から平成23年12月12日）	14.7
第12計算期間 （平成23年12月13日から平成24年12月10日）	7.4
第13計算期間 （平成24年12月11日から平成25年12月10日）	61.2

（注） 収益率は、計算期間末の基準価額（分配金込み）から前期末基準価額（当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。なお、第1計算期間の収益率については、元本（1万円）を前期末基準価額とみなして計算しています。

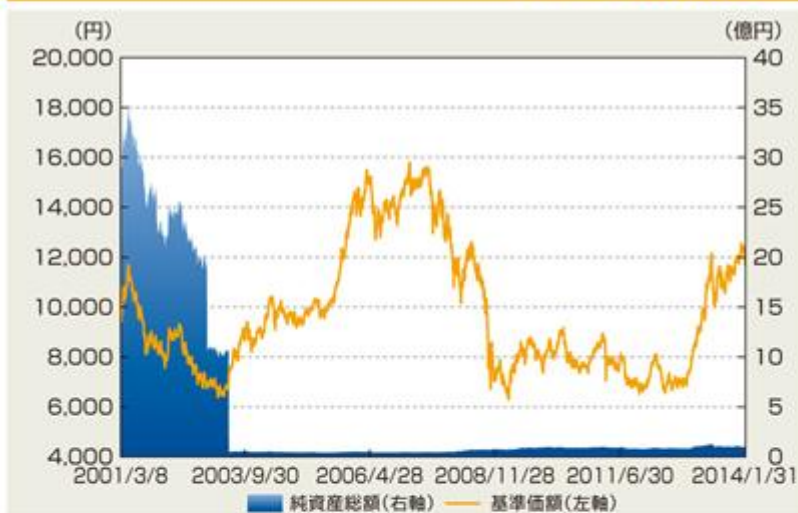
## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間 （平成13年3月8日から平成13年12月10日）	3,044,422,471	308,967,412
第2計算期間 （平成13年12月11日から平成14年12月10日）	31,387,588	11,293,710
第3計算期間 （平成14年12月11日から平成15年12月10日）	1,510,640,965	4,211,715,606
第4計算期間 （平成15年12月11日から平成16年12月10日）	-	9,485,385
第5計算期間 （平成16年12月11日から平成17年12月12日）	-	9,703,438
第6計算期間 （平成17年12月13日から平成18年12月11日）	172,770	5,106,409
第7計算期間 （平成18年12月12日から平成19年12月10日）	13,959,482	7,637,771
第8計算期間 （平成19年12月11日から平成20年12月10日）	91,756,365	30,039,742
第9計算期間 （平成20年12月11日から平成21年12月10日）	78,599,156	58,643,248
第10計算期間 （平成21年12月11日から平成22年12月10日）	46,758,869	48,948,599
第11計算期間 （平成22年12月11日から平成23年12月12日）	35,960,237	38,345,605
第12計算期間 （平成23年12月13日から平成24年12月10日）	27,264,298	31,805,950
第13計算期間 （平成24年12月11日から平成25年12月10日）	42,461,828	63,688,893

（注）本邦外における設定・解約の実績はありません。

(基準日:2014年1月31日)

## 基準価額・純資産の推移



基準価額	11,680円
純資産総額	0.93億円

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2009年12月10日	0円
2010年12月10日	0円
2011年12月12日	0円
2012年12月10日	0円
2013年12月10日	0円
設定来累計	0円

(注1)基準価額は、1万口当たりです。

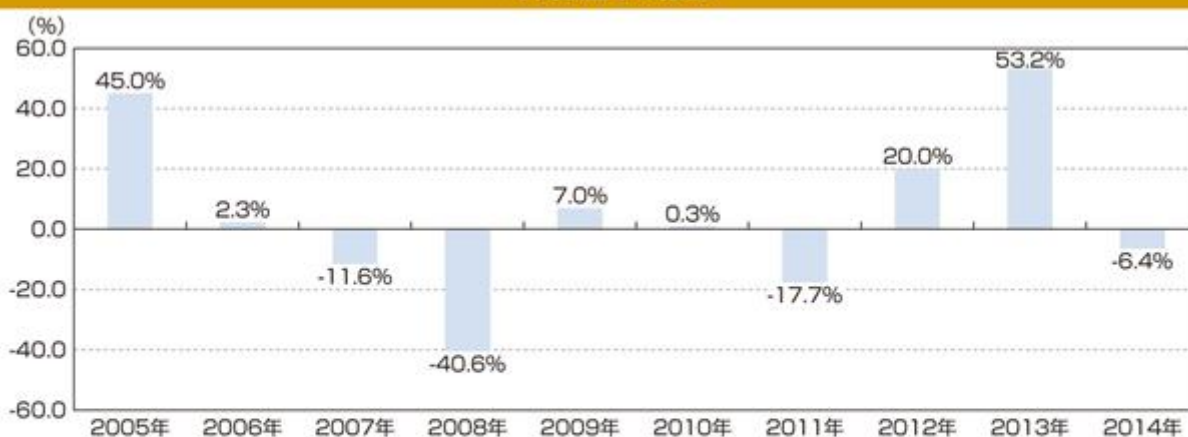
(注2)基準価額は、信託報酬控除後の値です。

## 主要な資産の状況(マザーファンド)

組入上位業種	投資比率	種類	組入上位10銘柄	業種	投資比率		
1	電気機器	11.65%	1	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4.62%
2	輸送用機器	11.59%	2	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.60%
3	銀行業	9.49%	3	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2.04%
4	情報・通信業	6.98%	4	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.01%
5	機械	5.21%	5	株式	本田技研工業	輸送用機器	1.96%
6	化学	5.13%	6	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.57%
7	医薬品	4.41%	7	株式	日本電信電話	情報・通信業	1.21%
8	卸売業	4.28%	8	株式	日本たばこ産業	食料品	1.11%
9	小売業	4.21%	9	株式	日立製作所	電気機器	1.07%
10	食料品	3.72%	10	株式	武田薬品工業	医薬品	1.06%

※マザーファンドの運用状況です。

## 年間収益率の推移



(注1)ファンドの年間収益率は、基準価額を使用して計算しております。

(注2)2014年は1月末までの収益率です。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

当ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設し、取得の申込みを行うものとします。取得申込みの際には、「一般コース（口数指定）」、「一般コース（金額指定）」および「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースを指定するものとします。なお、販売会社により取扱い可能なコースが異なります。各販売会社の取扱いコースについては、委託会社にお問合わせください。

原則として、毎営業日に取得の申込みができます。

(注) 申込みの受付は営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

委託会社問合わせ先	
ふる PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	<a href="http://www.pru.co.jp/">http://www.pru.co.jp/</a>

#### (2) 申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

- \* 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されることがあります。
- \* 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。
- \* 基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「MP日株」として掲載されます。

#### (3) 申込手数料

申込手数料は、2.1%（税抜2.0%）<sup>\*</sup>を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額とします。

\* 消費税率が8%になった場合は、2.16%（税込）となります。

申込手数料の詳細については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月

以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。)をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金(税控除後)の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

#### (4) 申込単位

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。各販売会社の申込単位については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

#### (5) 申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。販売会社については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

#### (6) 申込代金の支払い

当ファンドの取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の基準価額×取得申込口数)に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

(7) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金(解約)手続等】

### 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記 に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

一部解約の価額は、前記「1申込(販売)手続等 (1)申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

一部解約の実行の請求の受付は営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益証券をお手元で保有されている方は、一部解約の実行の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの主要投資対象の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド受益証券：計算日における基準価額で評価します。

(参考)マザーファンドの主要投資対象の評価方法

株式：金融商品取引所に上場されている株式は、原則として当該金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「1申込(販売)手続等 (1)申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「MP日株」として掲載されます。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日(平成13年3月8日)から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了」の場合には、当該信託の終了の日までとなります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年3月8日から平成13年12月10日までとします。

前記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

## 信託の終了

## a. 投資信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、当ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

## b. 投資信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

## c. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更」のd. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。

## d. 受託銀行の辞任および解任に伴う取扱い

- (a) 受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。受託銀行が辞任した場合、または裁判所が受託銀行を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更」にしたがい、新受託銀行を選任します。
- (b) 委託会社が新受託銀行を選任できないときは、委託会社は当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 投資信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファン



ドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の投資信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記a.からe.の規定にしたがいます。

#### 運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎に、半期報告書の提出が計算期間開始6ヵ月経過毎になされます。また委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、販売会社を経由して知れている受益者に交付します。

#### 投資信託財産に関する報告

- a. 受託銀行は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。
- b. 受託銀行は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

#### 受託銀行による資金の立替え

- a. 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託銀行は資金の立替えをすることができます。
- b. 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託銀行がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- c. 立替金の決済および利息については、受託銀行と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

## ファンド資産の保管

### a. 保管業務の委任

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

### b. 有価証券の保管

受託銀行は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

### c. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下c.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとしします。

### d. 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

(a) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(b) 前記(a)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとしします。

(c) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(d) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## 信託事務処理の再信託

受託銀行は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

## 関係法人との契約の更新に関する手続き

a. 販売会社との「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に係る契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとしします。

b. 前記a.の契約の一部を変更する場合、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書または臨時報告書を提出することにより開示します。

## 4【受益者の権利等】

当ファンドの投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。委託会社は、当初設定に係る信託の受益権については30億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

### （１）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（一般コースの場合は、原則として決算日から起算して5営業日目。）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、投資信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、投資信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、前記「2 換金（解約）手続等」により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について、前記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）「別に定める契約」とは、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合に、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）にしたがって、取得申込者と販売会社が締結する契約のことをいいます。

### （２）償還金に対する請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

受益者が償還金について、前記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）一部解約の実行の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細については、前記「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）反対者の買取請求権

前記「３ 資産管理等の概要（５）その他 信託の終了 a. 投資信託契約の解約」の投資信託契約の解約または「投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を經由して、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

前記の買取請求の事務取扱い等については、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

（５）受益者集会

受益者集会は開催しません。

### 第3【ファンドの経理状況】

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（平成24年12月11日から平成25年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【PRU国内株式マーケット・パフォーマー】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第12期 (平成24年12月10日現在)	第13期 (平成25年12月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	81,477,440	105,824,469
未収入金	926,354	2,149,563
流動資産合計	82,403,794	107,974,032
資産合計	82,403,794	107,974,032
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	625,206	1,778,544
未払受託者報酬	30,024	36,984
未払委託者報酬	248,695	306,361
その他未払費用	22,429	27,674
流動負債合計	926,354	2,149,563
負債合計	926,354	2,149,563
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	109,229,326	88,002,261
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	27,751,886	17,822,208
(分配準備積立金)	6,004,651	28,056,600
元本等合計	81,477,440	105,824,469
純資産合計	81,477,440	105,824,469
負債純資産合計	82,403,794	107,974,032

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期		第13期	
	自	平成23年12月13日 至 平成24年12月10日	自	平成24年12月11日 至 平成25年12月10日
営業収益				
有価証券売買等損益		6,678,011		48,847,736
営業収益合計		6,678,011		48,847,736
営業費用				
受託者報酬		60,114		76,030
委託者報酬		497,987		629,836
その他費用		44,929		56,908
営業費用合計		603,030		762,774
営業利益又は営業損失（ ）		6,074,981		48,084,962
経常利益又は経常損失（ ）		6,074,981		48,084,962
当期純利益又は当期純損失（ ）		6,074,981		48,084,962
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		748,143		16,714,719
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		34,773,528		27,751,886
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,685,188		14,203,851
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		9,685,188		13,791,087
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		412,764
剰余金減少額又は欠損金増加額		7,990,384		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		7,990,384		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		27,751,886		17,822,208

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成23年12月10日が休日のため、当ファンドの前計算期間を平成23年12月13日から平成24年12月10日としております。

## (貸借対照表に関する注記)

第12期 (平成24年12月10日現在)	第13期 (平成25年12月10日現在)
1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 113,770,978円 期中追加設定元本額 27,264,298円 期中解約元本額 31,805,950円 2. 計算期間末日における受益権の総数 109,229,326口	1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 109,229,326円 期中追加設定元本額 42,461,828円 期中解約元本額 63,688,893円 2. 計算期間末日における受益権の総数 88,002,261口
2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は27,751,886円であります。	

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 平成23年12月13日 至 平成24年12月10日	第13期 自 平成24年12月11日 至 平成25年12月10日
1. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,666,670円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(82,727,681円)及び分配準備積立金(4,337,981円)より分配対象額は88,732,332円(1万口当たり8,123円)であります。分配を行っておりません。	1. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,700,314円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(23,156,619円)、投資信託約款に規定される収益調整金(68,323,201円)及び分配準備積立金(3,199,667円)より分配対象額は96,379,801円(1万口当たり10,951円)であります。分配を行っておりません。



## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第12期 自 平成23年12月13日 至 平成24年12月10日	第13期 自 平成24年12月11日 至 平成25年12月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、業務統括部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 (平成24年12月10日現在)	第13期 (平成25年12月10日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左  デリバティブ取引等 同左 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

第12期（平成24年12月10日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,051,252
合計	6,051,252

第13期（平成25年12月10日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	32,030,876
合計	32,030,876

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第12期 （平成24年12月10日現在）		第13期 （平成25年12月10日現在）	
1口当たり純資産額	0.7459円	1口当たり純資産額	1.2025円
（1万口当たり純資産額	7,459円）	（1万口当たり純資産額	12,025円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式（平成25年12月10日現在）

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成25年12月10日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額
親投資信託受益証券	日本円	PRU国内株式マザーファンド	84,754,501	105,824,469
	合計		84,754,501	105,824,469

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、「PRU国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同ファンドの受益証券であります。同ファンドの状況は次の通りであります。

「PRU国内株式マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成24年12月10日現在)	(平成25年12月10日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		56,638,802	71,141,124
株式		1,864,768,660	2,485,780,700
新株予約権証券		-	135,000
派生商品評価勘定		3,548,700	-
未収入金		707,900	62,000,517
未収配当金		1,467,275	560,442
未収利息		77	58
差入委託証拠金		990,000	2,175,000
流動資産合計		1,928,121,414	2,621,792,841
資産合計		1,928,121,414	2,621,792,841
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	10,250
前受金		4,210,000	2,610,000
未払金		-	46,655,440
未払解約金		2,270,273	13,896,765
流動負債合計		6,480,273	63,172,455
負債合計		6,480,273	63,172,455
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,495,308,778	2,049,151,513
剰余金			
剰余金又は欠損金( )	2	573,667,637	509,468,873
元本等合計		1,921,641,141	2,558,620,386
純資産合計		1,921,641,141	2,558,620,386
負債純資産合計		1,928,121,414	2,621,792,841

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場等に基づいて評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。

## （貸借対照表に関する注記）

(平成24年12月10日現在)		(平成25年12月10日現在)	
1	1 . 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	1	1 . 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額
	2,481,888,589円		2,495,308,778円
	同期中における追加設定元本額		同期中における追加設定元本額
	436,644,616円		496,991,497円
	同期中における解約元本額		同期中における解約元本額
	423,224,427円		943,148,762円
	同期末における元本の内訳		同期末における元本の内訳
	PRU国内株式マーケット・パフォーマー		PRU国内株式マーケット・パフォーマー
	105,801,117円		84,754,501円
	PRUグッドライフ2020		PRUグッドライフ2020
	5,577,983円		2,607,970円
	PRUグッドライフ2030		PRUグッドライフ2030
	5,445,555円		3,492,413円
	PRUグッドライフ2040		PRUグッドライフ2040
	16,143,438円		11,454,773円
	PRUグッドライフ2020（年金）		PRUグッドライフ2020（年金）
	226,225,519円		140,827,698円
	PRUグッドライフ2030（年金）		PRUグッドライフ2030（年金）
	532,428,063円		408,411,068円
	PRUグッドライフ2040（年金）		PRUグッドライフ2040（年金）
	515,545,376円		430,685,952円
	PRUグッドライフ2050（年金）		PRUグッドライフ2050（年金）
	17,915,876円		30,819,255円
	ブルデンシャル私募国内株式マーケット・パ フォーマー（適格機関投資家向け）		ブルデンシャル私募国内株式マーケット・パ フォーマー（適格機関投資家向け）
	1,033,822,444円		917,611,163円
	ブルデンシャル私募国内株式・債券バランス ファンド（適格機関投資家向け）		ブルデンシャル私募国内株式・債券バランス ファンド（適格機関投資家向け）
	36,403,407円		18,486,720円
	計 2,495,308,778円		計 2,049,151,513円

(平成24年12月10日現在)	(平成25年12月10日現在)
<p>2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の受益権の総数</p> <p style="text-align: right;">2,495,308,778口</p> <p>2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は573,667,637円であります。</p>	<p>2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の受益権の総数</p> <p style="text-align: right;">2,049,151,513口</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成23年12月13日 至 平成24年12月10日	自 平成24年12月11日 至 平成25年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、業務統括部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成24年12月10日現在）	（平成25年12月10日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p> <p>上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成24年12月10日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	15,583,820
合計	15,583,820

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。



（平成25年12月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	52,259,140
新株予約権証券	12,600
合計	52,246,540

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

株式関連

（単位：円）

種類	（平成24年12月10日現在）			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	43,821,300	-	47,370,000	3,548,700
合計	43,821,300	-	47,370,000	3,548,700

（単位：円）

種類	（平成25年12月10日現在）			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	62,835,250	-	62,825,000	10,250
合計	62,835,250	-	62,825,000	10,250

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しております。

- 2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3．契約額等には、手数料相当額を含んでおります。
- 4．契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

（平成24年12月10日現在）		（平成25年12月10日現在）	
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額		本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	
	0.7701円		1.2486円
（1万口当たり純資産額	7,701円）	（1万口当たり純資産額	12,486円）

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

(平成25年12月10日現在)

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	極洋	1,000	263.00	263,000
		日本水産	2,000	228.00	456,000
		マルハニチロホールディングス	3,000	188.00	564,000
		サカタのタネ	200	1,331.00	266,200
		ホクト	300	1,965.00	589,500
		日鉄鉱業	1,000	514.00	514,000
		三井松島産業	1,000	161.00	161,000
		国際石油開発帝石	7,700	1,241.00	9,555,700
		石油資源開発	200	3,925.00	785,000
		ショーボンドホールディングス	100	4,675.00	467,500
		ミライト・ホールディングス	600	876.00	525,600
		安藤・間	1,000	320.00	320,000
		東急建設	600	469.00	281,400
		コムシスホールディングス	800	1,479.00	1,183,200
		ミサワホーム	200	1,561.00	312,200
		高松コンストラクショングループ	100	1,780.00	178,000
		東建コーポレーション	60	4,945.00	296,700
		大成建設	8,000	447.00	3,576,000
		大林組	5,000	545.00	2,725,000
		清水建設	5,000	476.00	2,380,000
		飛鳥建設	1,500	153.00	229,500
		長谷工コーポレーション	2,200	743.00	1,634,600
		鹿島建設	7,000	373.00	2,611,000
		不動テトラ	1,500	173.00	259,500
		鉄建建設	1,000	284.00	284,000
		西松建設	2,000	300.00	600,000
		三井住友建設	4,500	116.00	522,000
		前田建設工業	1,000	628.00	628,000
		奥村組	2,000	439.00	878,000
		東鉄工業	200	1,894.00	378,800
		戸田建設	2,000	346.00	692,000
		熊谷組	1,000	237.00	237,000
		北野建設	1,000	228.00	228,000
		矢作建設工業	300	777.00	233,100
		大東建託	600	9,620.00	5,772,000
		東亜建設工業	1,000	224.00	224,000
		若築建設	1,000	127.00	127,000
		東洋建設	800	343.00	274,400
		五洋建設	2,000	336.00	672,000
		住友林業	1,100	1,239.00	1,362,900
		巴コーポレーション	300	474.00	142,200
		パナホーム	1,000	749.00	749,000
		大和ハウス工業	4,000	1,959.00	7,836,000
ライト工業	500	725.00	362,500		
積水ハウス	4,100	1,400.00	5,740,000		
ユアテック	1,000	325.00	325,000		
中電工	200	1,818.00	363,600		
関電工	1,000	578.00	578,000		
きんでん	1,000	1,051.00	1,051,000		
住友電設	100	1,576.00	157,600		
協和エクシオ	700	1,278.00	894,600		
NDS	1,000	284.00	284,000		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	日揮	2,000	3,895.00	7,790,000
		中外炉工業	1,000	263.00	263,000
		高砂熱学工業	500	836.00	418,000
		大気社	200	2,171.00	434,200
		日比谷総合設備	200	1,235.00	247,000
		東洋エンジニアリング	1,000	398.00	398,000
		千代田化工建設	1,000	1,489.00	1,489,000
		新興プランテック	400	768.00	307,200
		日本製粉	1,000	504.00	504,000
		日清製粉グループ本社	1,600	1,077.00	1,723,200
		昭和産業	1,000	310.00	310,000
		鳥越製粉	500	691.00	345,500
		中部飼料	400	563.00	225,200
		日本甜菜製糖	1,000	185.00	185,000
		三井製糖	1,000	396.00	396,000
		森永製菓	2,000	210.00	420,000
		中村屋	1,000	395.00	395,000
		江崎グリコ	1,000	1,183.00	1,183,000
		不二家	1,000	202.00	202,000
		山崎製パン	1,000	1,086.00	1,086,000
		亀田製菓	100	2,786.00	278,600
		カルビー	600	2,547.00	1,528,200
		森永乳業	2,000	298.00	596,000
		ヤクルト本社	900	5,120.00	4,608,000
		明治ホールディングス	500	6,310.00	3,155,000
		雪印メグミルク	400	1,300.00	520,000
		プリマハム	1,000	201.00	201,000
		日本ハム	1,000	1,675.00	1,675,000
		伊藤ハム	1,000	449.00	449,000
		丸大食品	1,000	305.00	305,000
		サッポロホールディングス	2,000	462.00	924,000
		アサヒグループホールディングス	3,200	2,967.00	9,494,400
		キリンホールディングス	7,000	1,574.00	11,018,000
		宝ホールディングス	1,000	979.00	979,000
		オエノンホールディングス	1,000	251.00	251,000
		コカ・コーラウエスト	500	2,226.00	1,113,000
		コカ・コーライーストジャパン	300	2,139.00	641,700
		サントリー食品インターナショナル	800	3,345.00	2,676,000
		ダイトードリンコ	100	4,350.00	435,000
		伊藤園	400	2,173.00	869,200
		キーコーヒー	100	1,585.00	158,500
		日清オイリオグループ	1,000	324.00	324,000
		不二製油	400	1,635.00	654,000
		J・オイルミルズ	1,000	267.00	267,000
		キッコーマン	1,000	1,951.00	1,951,000
		味の素	4,000	1,460.00	5,840,000
		キューピー	800	1,415.00	1,132,000
		ハウス食品グループ本社	600	1,566.00	939,600
		カゴメ	600	1,707.00	1,024,200
		アリアケジャパン	100	2,480.00	248,000
		ニチレイ	2,000	517.00	1,034,000
		東洋水産	1,000	3,015.00	3,015,000
		日清食品ホールディングス	600	4,195.00	2,517,000
		日本たばこ産業	8,700	3,525.00	30,667,500
		わらべや日洋	100	1,896.00	189,600
		なとり	200	983.00	196,600
片倉工業	200	1,205.00	241,000		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	グンゼ	1,000	263.00	263,000
		東洋紡	6,000	196.00	1,176,000
		ユニチカ	5,000	64.00	320,000
		富士紡ホールディングス	1,000	213.00	213,000
		日清紡ホールディングス	1,000	928.00	928,000
		倉敷紡績	2,000	181.00	362,000
		シキボウ	2,000	137.00	274,000
		帝国繊維	200	1,128.00	225,600
		帝人	6,000	233.00	1,398,000
		東レ	11,000	723.00	7,953,000
		アツギ	3,000	128.00	384,000
		セーレン	500	740.00	370,000
		ワコールホールディングス	1,000	1,101.00	1,101,000
		ホギメディカル	100	5,350.00	535,000
		T S Iホールディングス	800	632.00	505,600
		三陽商会	1,000	290.00	290,000
		オンワードホールディングス	1,000	814.00	814,000
		特種東海製紙	1,000	207.00	207,000
		王子ホールディングス	6,000	494.00	2,964,000
		日本製紙	800	1,978.00	1,582,400
		三菱製紙	3,000	93.00	279,000
		北越紀州製紙	1,000	484.00	484,000
		大王製紙	1,000	887.00	887,000
		レンゴー	1,000	547.00	547,000
		ザ・バック	100	1,938.00	193,800
		クラレ	2,300	1,251.00	2,877,300
		旭化成	9,000	806.00	7,254,000
		昭和電工	10,000	157.00	1,570,000
		住友化学	11,000	425.00	4,675,000
		日産化学工業	1,000	1,604.00	1,604,000
		クレハ	1,000	446.00	446,000
		テイカ	1,000	298.00	298,000
		石原産業	3,000	108.00	324,000
		日本曹達	1,000	658.00	658,000
		東ソー	4,000	462.00	1,848,000
		トクヤマ	2,000	382.00	764,000
		セントラル硝子	1,000	344.00	344,000
		東亜合成	2,000	459.00	918,000
		ダイソー	1,000	337.00	337,000
		電気化学工業	3,000	429.00	1,287,000
		信越化学工業	2,600	5,910.00	15,366,000
		日本カーバイド工業	1,000	324.00	324,000
		堺化学工業	1,000	314.00	314,000
		エア・ウォーター	1,000	1,412.00	1,412,000
		大陽日酸	2,000	670.00	1,340,000
		ステラ ケミファ	100	1,665.00	166,500
		日本触媒	1,000	1,160.00	1,160,000
		大日精化工業	1,000	438.00	438,000
		カネカ	2,000	659.00	1,318,000
		三菱瓦斯化学	2,000	872.00	1,744,000
		三井化学	7,000	255.00	1,785,000
		J S R	1,300	1,862.00	2,420,600
		東京応化工業	300	2,100.00	630,000
		三菱ケミカルホールディングス	9,000	481.00	4,329,000
		ダイセル	2,000	775.00	1,550,000
		住友ベークライト	1,000	372.00	372,000
積水化学工業	3,000	1,240.00	3,720,000		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	日本ゼオン	1,000	1,120.00	1,120,000
		アイカ工業	400	2,027.00	810,800
		宇部興産	8,000	210.00	1,680,000
		積水樹脂	200	1,482.00	296,400
		旭有機材工業	1,000	219.00	219,000
		日立化成	600	1,630.00	978,000
		積水化成成品工業	1,000	276.00	276,000
		日本化薬	1,000	1,459.00	1,459,000
		日本精化	300	667.00	200,100
		A D E K A	600	1,157.00	694,200
		日油	1,000	724.00	724,000
		花王	3,800	3,370.00	12,806,000
		第一工業製薬	1,000	245.00	245,000
		大日本塗料	1,000	174.00	174,000
		日本ペイント	1,000	1,712.00	1,712,000
		関西ペイント	2,000	1,471.00	2,942,000
		中国塗料	1,000	557.00	557,000
		藤倉化成	600	545.00	327,000
		太陽ホールディングス	100	3,230.00	323,000
		D I C	5,000	305.00	1,525,000
		サカタインクス	400	962.00	384,800
		東洋インキS Cホールディングス	1,000	515.00	515,000
		T & K T O K A	100	2,185.00	218,500
		富士フイルムホールディングス	3,300	2,882.00	9,510,600
		資生堂	2,700	1,728.00	4,665,600
		ライオン	2,000	596.00	1,192,000
		高砂香料工業	1,000	603.00	603,000
		マンダム	100	3,220.00	322,000
		ミルボン	100	4,550.00	455,000
		ファンケル	300	1,127.00	338,100
		コーセー	200	3,315.00	663,000
		ドクターシーラボ	1	318,500.00	318,500
		ポーラ・オルビスホールディングス	200	3,760.00	752,000
		ノエビアホールディングス	100	1,904.00	190,400
		コニシ	100	1,971.00	197,100
		長谷川香料	200	1,428.00	285,600
		小林製薬	200	5,610.00	1,122,000
		日本高純度化学	1	209,500.00	209,500
		アース製薬	100	3,775.00	377,500
		大成ラミック	100	2,492.00	249,200
		アキレス	2,000	148.00	296,000
		有沢製作所	200	576.00	115,200
		日東電工	1,200	5,250.00	6,300,000
		藤森工業	100	2,550.00	255,000
		前澤化成工業	100	1,037.00	103,700
		J S P	200	1,556.00	311,200
		エフピコ	100	7,550.00	755,000
		天馬	100	1,354.00	135,400
		ニフコ	300	2,620.00	786,000
		日本バルカー工業	1,000	278.00	278,000
		ユニ・チャーム	900	6,650.00	5,985,000
		協和発酵キリン	2,000	1,166.00	2,332,000
		武田薬品工業	5,500	5,120.00	28,160,000
		アステラス製薬	3,400	6,050.00	20,570,000
		大日本住友製薬	1,000	1,493.00	1,493,000
		塩野義製薬	2,300	2,247.00	5,168,100
		田辺三菱製薬	1,200	1,430.00	1,716,000

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	中外製薬	1,500	2,388.00	3,582,000
		科研製薬	1,000	1,547.00	1,547,000
		エーザイ	1,800	4,045.00	7,281,000
		ロート製薬	1,000	1,666.00	1,666,000
		小野薬品工業	700	8,320.00	5,824,000
		久光製薬	500	5,350.00	2,675,000
		持田製薬	100	6,030.00	603,000
		参天製薬	500	4,885.00	2,442,500
		扶桑薬品工業	1,000	337.00	337,000
		日本ケミファ	1,000	461.00	461,000
		ツムラ	400	2,752.00	1,100,800
		日医工	300	1,616.00	484,800
		キッセイ薬品工業	300	2,326.00	697,800
		生化学工業	300	1,284.00	385,200
		栄研化学	100	1,880.00	188,000
		鳥居薬品	100	2,911.00	291,100
		東和薬品	100	4,825.00	482,500
		沢井製薬	200	7,170.00	1,434,000
		ゼリア新薬工業	200	2,075.00	415,000
		第一三共	4,600	1,889.00	8,689,400
		キョーリン製薬ホールディングス	400	2,221.00	888,400
		大幸薬品	100	2,149.00	214,900
		ダイト	100	1,423.00	142,300
		大塚ホールディングス	2,900	2,942.00	8,531,800
		大正製薬ホールディングス	300	7,070.00	2,121,000
		日本コークス工業	2,400	130.00	312,000
		昭和シェル石油	1,400	1,115.00	1,561,000
		コスモ石油	4,000	188.00	752,000
		東燃ゼネラル石油	2,000	976.00	1,952,000
		ユシロ化学工業	200	966.00	193,200
		富士石油	600	317.00	190,200
		出光興産	200	9,210.00	1,842,000
		JXホールディングス	16,300	533.00	8,687,900
		横浜ゴム	2,000	1,019.00	2,038,000
		東洋ゴム工業	1,000	616.00	616,000
		ブリヂストン	4,600	3,790.00	17,434,000
		住友ゴム工業	1,200	1,467.00	1,760,400
		オカモト	1,000	320.00	320,000
		ニッタ	200	2,258.00	451,600
		東海ゴム工業	300	993.00	297,900
		バンドー化学	1,000	411.00	411,000
		日東紡績	1,000	547.00	547,000
		旭硝子	7,000	652.00	4,564,000
		日本板硝子	7,000	125.00	875,000
		日本山村硝子	1,000	185.00	185,000
		日本電気硝子	3,000	549.00	1,647,000
		住友大阪セメント	3,000	393.00	1,179,000
		太平洋セメント	9,000	400.00	3,600,000
		東海カーボン	2,000	349.00	698,000
		日本カーボン	1,000	198.00	198,000
		東洋炭素	100	2,098.00	209,800
		ノリタケカンパニーリミテド	1,000	265.00	265,000
		TOTO	2,000	1,537.00	3,074,000
日本碍子	2,000	1,886.00	3,772,000		
日本特殊陶業	1,000	2,309.00	2,309,000		
品川リフラクトリーズ	1,000	225.00	225,000		
フジインコーポレーテッド	200	1,290.00	258,000		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	ニチアス	1,000	716.00	716,000
		ニチハ	200	1,575.00	315,000
		新日鐵住金	62,000	335.00	20,770,000
		神戸製鋼所	21,000	175.00	3,675,000
		合同製鐵	1,000	185.00	185,000
		ジェイ エフ イー ホールディングス	3,700	2,321.00	8,587,700
		日新製鋼ホールディングス	600	1,294.00	776,400
		東京製鐵	1,000	529.00	529,000
		共英製鋼	100	2,011.00	201,100
		大和工業	300	3,345.00	1,003,500
		大阪製鐵	100	1,806.00	180,600
		淀川製鋼所	1,000	441.00	441,000
		丸一鋼管	500	2,507.00	1,253,500
		大同特殊鋼	2,000	555.00	1,110,000
		日本冶金工業	1,000	346.00	346,000
		山陽特殊製鋼	1,000	480.00	480,000
		愛知製鋼	1,000	465.00	465,000
		日立金属	1,000	1,470.00	1,470,000
		大平洋金属	1,000	370.00	370,000
		日本電工	1,000	296.00	296,000
		栗本鐵工所	1,000	249.00	249,000
		三菱製鋼	1,000	275.00	275,000
		日本軽金属ホールディングス	4,000	135.00	540,000
		三井金属鉱業	4,000	308.00	1,232,000
		東邦亜鉛	1,000	335.00	335,000
		三菱マテリアル	9,000	384.00	3,456,000
		住友金属鉱山	4,000	1,302.00	5,208,000
		DOWAホールディングス	2,000	989.00	1,978,000
		古河機械金属	3,000	201.00	603,000
		大阪チタニウムテクノロジーズ	200	1,868.00	373,600
		東邦チタニウム	300	735.00	220,500
		UACJ	2,000	334.00	668,000
		古河電気工業	5,000	242.00	1,210,000
		住友電気工業	5,400	1,608.00	8,683,200
		フジクラ	2,000	480.00	960,000
		昭和電線ホールディングス	2,000	102.00	204,000
		リョービ	1,000	391.00	391,000
		アサヒホールディングス	300	1,783.00	534,900
		稲葉製作所	100	1,255.00	125,500
		宮地エンジニアリンググループ	1,000	277.00	277,000
		SUMCO	1,000	950.00	950,000
		川田テクノロジーズ	100	2,697.00	269,700
		東洋製罐グループホールディングス	1,100	2,096.00	2,305,600
		ホッカンホールディングス	1,000	340.00	340,000
		三和ホールディングス	1,000	655.00	655,000
		三協立山	200	2,147.00	429,400
		LIXILグループ	2,000	2,784.00	5,568,000
		ノーリツ	300	2,223.00	666,900
		長府製作所	200	2,402.00	480,400
		リンナイ	200	7,970.00	1,594,000
		岡部	300	1,226.00	367,800
		東プレ	300	1,553.00	465,900
		高周波熱錬	300	866.00	259,800
東京製網	1,000	167.00	167,000		
パイオラックス	100	3,875.00	387,500		
日本発條	1,200	1,153.00	1,383,600		
三益半導体工業	200	894.00	178,800		



種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	日本製鋼所	2,000	564.00	1,128,000
		三浦工業	300	2,569.00	770,700
		ツガミ	1,000	621.00	621,000
		オークマ	1,000	1,098.00	1,098,000
		東芝機械	1,000	518.00	518,000
		アマダ	2,000	883.00	1,766,000
		アイダエンジニアリング	400	1,072.00	428,800
		富士機械製造	500	880.00	440,000
		牧野フライス製作所	1,000	837.00	837,000
		オーエスジー	600	1,679.00	1,007,400
		旭ダイヤモンド工業	400	1,032.00	412,800
		D M G 森精機	800	1,714.00	1,371,200
		ディスコ	200	6,840.00	1,368,000
		日東工器	100	1,855.00	185,500
		豊和工業	200	893.00	178,600
		大阪機工	1,000	142.00	142,000
		島精機製作所	200	1,980.00	396,000
		やまびこ	100	2,955.00	295,500
		ナブテスコ	700	2,422.00	1,695,400
		三井海洋開発	100	3,025.00	302,500
		S M C	400	25,030.00	10,012,000
		オイレス工業	200	2,105.00	421,000
		サトーホールディングス	200	2,217.00	443,400
		小松製作所	6,900	2,079.00	14,345,100
		住友重機械工業	4,000	487.00	1,948,000
		日立建機	800	2,189.00	1,751,200
		巴工業	100	1,524.00	152,400
		井関農機	2,000	309.00	618,000
		北川鉄工所	1,000	191.00	191,000
		クボタ	8,000	1,699.00	13,592,000
		新東工業	400	784.00	313,600
		澁谷工業	100	1,624.00	162,400
		小森コーポレーション	400	1,643.00	657,200
		荏原製作所	3,000	648.00	1,944,000
		西島製作所	200	977.00	195,400
		ダイキン工業	1,900	6,410.00	12,179,000
		オルガノ	1,000	473.00	473,000
		トーヨーカネツ	1,000	307.00	307,000
		栗田工業	900	2,193.00	1,973,700
		椿本チエイン	1,000	796.00	796,000
		ダイフク	500	1,286.00	643,000
		タダノ	1,000	1,359.00	1,359,000
		C K D	500	1,060.00	530,000
		キトー	100	1,857.00	185,700
		平和	300	1,660.00	498,000
		理想科学工業	100	2,084.00	208,400
		S A N K Y O	400	4,810.00	1,924,000
		日本金銭機械	100	2,041.00	204,100
		マースエンジニアリング	100	1,913.00	191,300
		ダイコク電機	100	2,033.00	203,300
		アマノ	500	997.00	498,500
		J U K I	1,000	210.00	210,000
		サンデン	1,000	447.00	447,000
		蛇の目マシン工業	2,000	85.00	170,000
		グローリー	400	2,717.00	1,086,800
		セガサミーホールディングス	1,500	2,717.00	4,075,500
日本ピストンリング	1,000	192.00	192,000		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	リケン	1,000	445.00	445,000
		T P R	200	1,613.00	322,600
		ホシザキ電機	300	3,515.00	1,054,500
		大豊工業	200	1,150.00	230,000
		日本精工	3,000	1,230.00	3,690,000
		N T N	3,000	468.00	1,404,000
		ジェイテクト	1,500	1,663.00	2,494,500
		不二越	1,000	516.00	516,000
		日本トムソン	1,000	528.00	528,000
		T H K	900	2,500.00	2,250,000
		ユーシン精機	100	2,089.00	208,900
		キッツ	800	480.00	384,000
		日立工機	500	748.00	374,000
		マキタ	900	5,360.00	4,824,000
		日立造船	1,000	795.00	795,000
		三菱重工業	25,000	642.00	16,050,000
		I H I	9,000	449.00	4,041,000
		イビデン	900	1,873.00	1,685,700
		コニカミノルタ	3,500	1,032.00	3,612,000
		ブラザー工業	1,800	1,282.00	2,307,600
		ミネベア	2,000	713.00	1,426,000
		日立製作所	34,000	759.00	25,806,000
		東芝	28,000	436.00	12,208,000
		三菱電機	14,000	1,206.00	16,884,000
		富士電機	4,000	477.00	1,908,000
		東洋電機製造	1,000	315.00	315,000
		安川電機	2,000	1,473.00	2,946,000
		シンフォニアテクノロジー	1,000	163.00	163,000
		明電舎	1,000	376.00	376,000
		デンヨー	100	1,291.00	129,100
		東芝テック	1,000	667.00	667,000
		マブチモーター	200	6,250.00	1,250,000
		日本電産	800	9,690.00	7,752,000
		東光高岳ホールディングス	100	2,001.00	200,100
		ダイヘン	1,000	465.00	465,000
		J V C ケンウッド	1,200	193.00	231,600
		オムロン	1,600	4,205.00	6,728,000
		日東工業	200	1,620.00	324,000
		I D E C	200	864.00	172,800
		ジーエス・ユアサ コーポレーション	3,000	588.00	1,764,000
		メルコホールディングス	200	1,320.00	264,000
		テクノメディカ	100	2,202.00	220,200
		日本電気	19,000	226.00	4,294,000
		富士通	14,000	483.00	6,762,000
		沖電気工業	5,000	237.00	1,185,000
		サンケン電気	1,000	703.00	703,000
		アイホン	100	1,660.00	166,000
		ルネサスエレクトロニクス	800	683.00	546,400
		セイコーエプソン	1,000	2,472.00	2,472,000
		ワコム	1,100	730.00	803,000
アルバック	200	1,398.00	279,600		
E I Z O	100	2,580.00	258,000		
日本信号	400	759.00	303,600		
パナソニック	16,000	1,175.00	18,800,000		
シャープ	10,000	340.00	3,400,000		
アンリツ	900	1,166.00	1,049,400		
ソニー	7,700	1,826.00	14,060,200		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	T D K	900	4,720.00	4,248,000
		ミツミ電機	600	947.00	568,200
		タムラ製作所	1,000	281.00	281,000
		アルプス電気	1,000	1,155.00	1,155,000
		パイオニア	2,000	221.00	442,000
		ローランド ディー・ジー・	100	3,290.00	329,000
		フォスター電機	200	1,983.00	396,600
		東光	1,000	350.00	350,000
		ホシデン	400	544.00	217,600
		ヒロセ電機	200	15,770.00	3,154,000
		T O A	200	930.00	186,000
		ユニデン	1,000	408.00	408,000
		アルパイン	300	1,373.00	411,900
		アイコム	100	2,447.00	244,700
		船井電機	200	1,249.00	249,800
		横河電機	1,500	1,573.00	2,359,500
		アズビル	400	2,390.00	956,000
		日本光電工業	300	3,620.00	1,086,000
		堀場製作所	300	3,530.00	1,059,000
		アドバンテスト	1,000	1,255.00	1,255,000
		小野測器	1,000	436.00	436,000
		エスペック	300	816.00	244,800
		キーエンス	300	41,600.00	12,480,000
		シスメックス	600	6,550.00	3,930,000
		メガチップス	100	1,527.00	152,700
		O B A R A G R O U P	100	3,155.00	315,500
		コーセル	200	1,144.00	228,800
		オプテックス	100	1,750.00	175,000
		レーザーテック	200	940.00	188,000
		スタンレー電気	1,000	2,309.00	2,309,000
		ウシオ電機	800	1,343.00	1,074,400
		遠藤照明	100	2,169.00	216,900
		日本デジタル研究所	200	1,381.00	276,200
		日本電子	1,000	489.00	489,000
		カシオ計算機	1,500	1,151.00	1,726,500
		ファナック	1,600	16,920.00	27,072,000
		日本シイエムケイ	600	277.00	166,200
		エンプラス	100	6,900.00	690,000
		ローム	700	4,420.00	3,094,000
		浜松ホトニクス	600	4,080.00	2,448,000
		三井ハイテック	300	763.00	228,900
		新光電気工業	600	860.00	516,000
		京セラ	2,500	5,300.00	13,250,000
		太陽誘電	700	1,309.00	916,300
		村田製作所	1,500	9,090.00	13,635,000
		ユーシン	300	721.00	216,300
		双葉電子工業	300	1,296.00	388,800
		北陸電気工業	1,000	147.00	147,000
		ニチコン	500	1,021.00	510,500
		日本ケミコン	1,000	389.00	389,000
		K O A	200	1,087.00	217,400
		小糸製作所	1,000	1,924.00	1,924,000
		ミツバ	300	1,718.00	515,400
		スター精密	300	1,174.00	352,200
		大日本スクリーン製造	1,000	567.00	567,000
		キャノン電子	200	1,956.00	391,200
		キャノン	8,100	3,305.00	26,770,500

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	リコー	4,000	1,180.00	4,720,000
		東京エレクトロン	1,300	5,500.00	7,150,000
		トヨタ紡織	500	1,326.00	663,000
		ユニプレス	300	1,830.00	549,000
		豊田自動織機	1,300	4,535.00	5,895,500
		三櫻工業	200	747.00	149,400
		デンソー	3,500	5,140.00	17,990,000
		東海理化電機製作所	400	2,026.00	810,400
		三井造船	5,000	214.00	1,070,000
		川崎重工業	11,000	422.00	4,642,000
		名村造船所	200	1,258.00	251,600
		日本車輛製造	1,000	508.00	508,000
		日産自動車	19,700	910.00	17,927,000
		いすゞ自動車	8,000	637.00	5,096,000
		トヨタ自動車	19,500	6,270.00	122,265,000
		日野自動車	2,000	1,542.00	3,084,000
		三菱自動車工業	3,300	1,095.00	3,613,500
		エフテック	100	1,565.00	156,500
		武蔵精密工業	200	2,173.00	434,600
		日産車体	1,000	1,526.00	1,526,000
		新明和工業	1,000	803.00	803,000
		極東開発工業	300	1,307.00	392,100
		日信工業	300	2,100.00	630,000
		トピー工業	1,000	198.00	198,000
		ティラド	1,000	274.00	274,000
		曙ブレーキ工業	900	483.00	434,700
		タチエス	200	1,474.00	294,800
		N O K	700	1,687.00	1,180,900
		フタバ産業	600	397.00	238,200
		カヤバ工業	1,000	532.00	532,000
		プレス工業	1,000	450.00	450,000
		カルソニックカンセイ	1,000	517.00	517,000
		太平洋工業	300	707.00	212,100
		ケーヒン	300	1,598.00	479,400
		アイシン精機	1,300	4,180.00	5,434,000
		マツダ	21,000	483.00	10,143,000
		ダイハツ工業	1,500	1,821.00	2,731,500
		今仙電機製作所	100	1,454.00	145,400
		本田技研工業	12,600	4,250.00	53,550,000
		スズキ	2,900	2,625.00	7,612,500
		富士重工業	4,800	2,812.00	13,497,600
		ヤマハ発動機	2,100	1,593.00	3,345,300
		ショーワ	400	1,502.00	600,800
エクセディ	200	3,135.00	627,000		
豊田合成	400	2,392.00	956,800		
愛三工業	200	989.00	197,800		
ヨロズ	100	1,849.00	184,900		
エフ・シー・シー	300	2,015.00	604,500		
シマノ	600	9,060.00	5,436,000		
タカタ	200	2,875.00	575,000		
ティ・エス テック	300	3,570.00	1,071,000		
テルモ	1,100	5,270.00	5,797,000		
島津製作所	2,000	954.00	1,908,000		
バイ・テクノロジー	1	289,000.00	289,000		
東京計器	1,000	300.00	300,000		
東京精密	300	2,127.00	638,100		
ニコン	2,600	2,004.00	5,210,400		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	トプコン	400	1,545.00	618,000
		オリンパス	2,100	3,380.00	7,098,000
		タムロン	100	2,285.00	228,500
		H O Y A	3,400	2,949.00	10,026,600
		シチズンホールディングス	1,700	828.00	1,407,600
		リズム時計工業	1,000	140.00	140,000
		大研医器	100	1,701.00	170,100
		セイコーホールディングス	1,000	520.00	520,000
		ニプロ	800	938.00	750,400
		パラマウントベッドホールディングス	200	3,355.00	671,000
		バンダイナムコホールディングス	1,500	2,030.00	3,045,000
		フランスベッドホールディングス	1,000	198.00	198,000
		パイロットコーポレーション	100	3,625.00	362,500
		トッパン・フォームズ	300	935.00	280,500
		フジシールインターナショナル	200	3,300.00	660,000
		タカラトミー	500	468.00	234,000
		アーク	500	314.00	157,000
		凸版印刷	4,000	796.00	3,184,000
		大日本印刷	4,000	1,064.00	4,256,000
		共同印刷	1,000	285.00	285,000
		日本写真印刷	200	1,690.00	338,000
		アシックス	1,400	1,634.00	2,287,600
		ツツミ	100	2,311.00	231,100
		ローランド	100	1,289.00	128,900
		ヤマハ	1,000	1,570.00	1,570,000
		クリナップ	300	870.00	261,000
		ピジョン	200	5,060.00	1,012,000
		リンテック	400	1,871.00	748,400
		イトーキ	400	617.00	246,800
		任天堂	900	12,890.00	11,601,000
		三菱鉛筆	100	2,428.00	242,800
		コクヨ	800	779.00	623,200
		グローブライド	1,000	153.00	153,000
		岡村製作所	1,000	876.00	876,000
		美津濃	1,000	521.00	521,000
		アデランス	300	1,157.00	347,100
		東京電力	11,900	536.00	6,378,400
		中部電力	4,600	1,352.00	6,219,200
		関西電力	5,700	1,220.00	6,954,000
		中国電力	2,000	1,519.00	3,038,000
		北陸電力	1,400	1,370.00	1,918,000
		東北電力	3,500	1,140.00	3,990,000
		四国電力	1,300	1,559.00	2,026,700
		九州電力	3,100	1,335.00	4,138,500
		北海道電力	1,300	1,195.00	1,553,500
		沖縄電力	100	3,435.00	343,500
		電源開発	900	3,205.00	2,884,500
		東京瓦斯	16,000	500.00	8,000,000
		大阪瓦斯	14,000	409.00	5,726,000
		東邦瓦斯	4,000	496.00	1,984,000
		北海道瓦斯	1,000	271.00	271,000
		西部瓦斯	2,000	249.00	498,000
		静岡瓦斯	500	604.00	302,000
東武鉄道	8,000	504.00	4,032,000		
相鉄ホールディングス	3,000	357.00	1,071,000		
東京急行電鉄	8,000	663.00	5,304,000		
京浜急行電鉄	4,000	844.00	3,376,000		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	小田急電鉄	4,000	914.00	3,656,000
		京王電鉄	4,000	657.00	2,628,000
		京成電鉄	2,000	952.00	1,904,000
		東日本旅客鉄道	2,600	8,250.00	21,450,000
		西日本旅客鉄道	1,300	4,400.00	5,720,000
		東海旅客鉄道	1,200	12,210.00	14,652,000
		鴻池運輸	100	1,537.00	153,700
		西日本鉄道	2,000	379.00	758,000
		ハマキョウレックス	100	2,800.00	280,000
		近畿日本鉄道	14,000	357.00	4,998,000
		阪急阪神ホールディングス	9,000	559.00	5,031,000
		南海電気鉄道	3,000	363.00	1,089,000
		京阪電気鉄道	3,000	392.00	1,176,000
		名古屋鉄道	5,000	293.00	1,465,000
		山陽電気鉄道	1,000	407.00	407,000
		日本通運	5,000	507.00	2,535,000
		ヤマトホールディングス	2,600	2,112.00	5,491,200
		山九	2,000	399.00	798,000
		丸全昭和運輸	1,000	355.00	355,000
		センコー	1,000	539.00	539,000
		日本梱包運輸倉庫	400	1,772.00	708,800
		福山通運	1,000	586.00	586,000
		セイノーホールディングス	1,000	1,090.00	1,090,000
		日立物流	300	1,593.00	477,900
		日本郵船	12,000	315.00	3,780,000
		商船三井	8,000	449.00	3,592,000
		川崎汽船	6,000	237.00	1,422,000
		N S ユナイテッド海運	1,000	296.00	296,000
		乾汽船	400	383.00	153,200
		飯野海運	700	627.00	438,900
		第一中央汽船	2,000	116.00	232,000
		日本航空	1,200	5,150.00	6,180,000
		A N A ホールディングス	27,000	210.00	5,670,000
		日新	1,000	294.00	294,000
		三菱倉庫	1,000	1,587.00	1,587,000
		三井倉庫	1,000	475.00	475,000
		住友倉庫	1,000	582.00	582,000
		安田倉庫	200	1,136.00	227,200
		上組	2,000	934.00	1,868,000
		郵船ロジスティクス	200	1,356.00	271,200
		近鉄エクスプレス	100	4,060.00	406,000
		N E C ネットエスアイ	100	2,444.00	244,400
		システナ	300	717.00	215,100
		新日鉄住金ソリューションズ	100	2,317.00	231,700
		I T ホールディングス	500	1,590.00	795,000
		グリーン	800	1,139.00	911,200
		コーエーテクモホールディングス	300	1,264.00	379,200
		ポルトゥウィン・ピットクルーホールディングス	100	3,120.00	312,000
		ネクソン	1,200	1,017.00	1,220,400
		ブロードリーフ	200	2,002.00	400,400
ダウンゴ	100	3,045.00	304,500		
マクロミル	300	674.00	202,200		
G M O ペイメントゲートウェイ	100	4,470.00	447,000		
インターネットイニシアティブ	200	3,100.00	620,000		
ビットアイル	300	815.00	244,500		
朝日ネット	400	492.00	196,800		
野村総合研究所	800	3,305.00	2,644,000		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	インテージホールディングス	200	1,259.00	251,800
		フジ・メディア・ホールディングス	1,300	2,241.00	2,913,300
		オービック	500	2,953.00	1,476,500
		ヤフー	10,000	559.00	5,590,000
		トレンドマイクロ	600	3,870.00	2,322,000
		日本オラクル	300	3,960.00	1,188,000
		シーエーシー	200	959.00	191,800
		オービックビジネスコンサルタント	100	3,335.00	333,500
		伊藤忠テクノソリューションズ	200	4,080.00	816,000
		アイティフォー	400	438.00	175,200
		大塚商会	100	12,690.00	1,269,000
		電通国際情報サービス	100	1,105.00	110,500
		ウェザーニューズ	100	2,164.00	216,400
		WOWOW	100	3,425.00	342,500
		ネットワンシステムズ	600	635.00	381,000
		アルゴグラフィックス	100	1,665.00	166,500
		マーベラスAQL	200	829.00	165,800
		エイベックス・グループ・ホールディングス	300	2,280.00	684,000
		日本ユニシス	300	876.00	262,800
		東京放送ホールディングス	700	1,278.00	894,600
		日本テレビホールディングス	1,400	1,826.00	2,556,400
		テレビ朝日	400	2,300.00	920,000
		スカパーJ S A Tホールディングス	1,200	548.00	657,600
		テレビ東京ホールディングス	100	1,665.00	166,500
		日本電信電話	5,400	5,210.00	28,134,000
		KDDI	4,300	6,350.00	27,305,000
		光通信	100	8,020.00	802,000
		NTTドコモ	11,400	1,648.00	18,787,200
		GMOインターネット	500	1,336.00	668,000
		学研ホールディングス	1,000	304.00	304,000
		ゼンリン	200	983.00	196,600
		KADOKAWA	100	3,610.00	361,000
		松竹	1,000	954.00	954,000
		東宝	1,000	2,191.00	2,191,000
		東映	1,000	597.00	597,000
		エヌ・ティ・ティ・データ	1,000	3,615.00	3,615,000
		DTS	100	1,845.00	184,500
		スクウェア・エニックス・ホールディングス	500	1,845.00	922,500
		カプコン	400	1,951.00	780,400
		ジャステック	200	774.00	154,800
		SCSK	300	2,574.00	772,200
		TKC	100	1,709.00	170,900
		富士ソフト	200	2,301.00	460,200
		NSD	300	1,219.00	365,700
		コナミ	600	2,522.00	1,513,200
		ソフトバンク	6,800	8,900.00	60,520,000
		伊藤忠食品	100	3,305.00	330,500
		エレマテック	100	1,703.00	170,300
		双日	9,900	186.00	1,841,400
		アルフレッサホールディングス	400	5,220.00	2,088,000
		横浜冷凍	300	776.00	232,800
		アルコニックス	100	2,186.00	218,600
		あいホールディングス	200	1,290.00	258,000
ダイワボウホールディングス	2,000	213.00	426,000		
バイタルケーエスケー・ホールディングス	300	701.00	210,300		
UKCホールディングス	100	1,694.00	169,400		
TOKAIホールディングス	800	343.00	274,400		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	シップヘルスケアホールディングス	200	4,200.00	840,000
		小野建	200	1,384.00	276,800
		伯東	300	1,027.00	308,100
		コンドーテック	300	702.00	210,600
		ナガイレーベン	200	1,649.00	329,800
		三菱食品	200	2,547.00	509,400
		松田産業	200	1,368.00	273,600
		メディカルホールディングス	1,400	1,356.00	1,898,400
		アドヴァン	200	1,200.00	240,000
		アズワン	200	2,342.00	468,400
		シモジマ	200	956.00	191,200
		ドウシシャ	200	1,448.00	289,600
		黒田電気	300	1,545.00	463,500
		丸文	400	513.00	205,200
		トーマンエレクトロニクス	200	1,167.00	233,400
		エクセル	100	1,187.00	118,700
		ガリバーインターナショナル	600	568.00	340,800
		進和	200	1,157.00	231,400
		シークス	100	1,250.00	125,000
		マクニカ	100	2,788.00	278,800
		伊藤忠商事	11,100	1,276.00	14,163,600
		丸紅	12,000	724.00	8,688,000
		高島	1,000	253.00	253,000
		長瀬産業	700	1,238.00	866,600
		蝶理	200	1,178.00	235,600
		豊田通商	1,500	2,563.00	3,844,500
		三共生興	600	343.00	205,800
		兼松	3,000	159.00	477,000
		三井物産	12,700	1,397.00	17,741,900
		日立ハイテクノロジーズ	400	2,505.00	1,002,000
		カメイ	300	766.00	229,800
		山善	600	621.00	372,600
		住友商事	8,200	1,260.00	10,332,000
		内田洋行	1,000	280.00	280,000
		三菱商事	10,800	1,997.00	21,567,600
		キャノンマーケティングジャパン	400	1,506.00	602,400
		西華産業	1,000	240.00	240,000
		菱洋エレクトロ	200	1,053.00	210,600
		ユアサ商事	1,000	208.00	208,000
		阪和興業	1,000	514.00	514,000
		岩谷産業	2,000	539.00	1,078,000
		すてきなイスグループ	1,000	255.00	255,000
		稲畑産業	400	1,136.00	454,400
		東邦ホールディングス	400	1,717.00	686,800
		サンゲツ	200	2,554.00	510,800
		ミツウロコグループホールディングス	300	542.00	162,600
		サンリオ	400	4,670.00	1,868,000
		リョーサン	200	2,134.00	426,800
		新光商事	200	854.00	170,800
		東陽テクニカ	200	1,084.00	216,800
		モスフードサービス	300	1,930.00	579,000
		加賀電子	100	1,185.00	118,500
		立花エレテック	100	1,190.00	119,000
		P a l t a c	200	1,333.00	266,600
		ヤマタネ	1,000	179.00	179,000
		日鉄住金物産	1,000	378.00	378,000
		トラスコ中山	200	2,219.00	443,800



種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	オートボックスセブン	500	1,596.00	798,000
		加藤産業	200	1,903.00	380,600
		イエローハット	100	1,991.00	199,100
		J Kホールディングス	400	564.00	225,600
		日伝	100	2,236.00	223,600
		因幡電機産業	200	3,075.00	615,000
		ミスミグループ本社	600	3,070.00	1,842,000
		スズケン	600	3,345.00	2,007,000
		ローソン	600	7,540.00	4,524,000
		サンエー	100	2,779.00	277,900
		カワチ薬品	100	1,862.00	186,200
		エービーシー・マート	200	4,630.00	926,000
		アスクル	100	3,395.00	339,500
		ゲオホールディングス	300	921.00	276,300
		アダストリアホールディングス	100	4,060.00	406,000
		くらコーポレーション	100	1,631.00	163,100
		パル	100	2,805.00	280,500
		エディオン	800	608.00	486,400
		アルペン	100	1,879.00	187,900
		ジェイアイエヌ	100	4,270.00	427,000
		ビックカメラ	5	52,800.00	264,000
		DCMホールディングス	700	687.00	480,900
		MonotaRO	200	2,053.00	410,600
		J .フロント リテイリング	3,000	780.00	2,340,000
		ドトール・日レスホールディングス	200	1,682.00	336,400
		マツモトキヨシホールディングス	300	3,240.00	972,000
		スタートトゥデイ	400	2,782.00	1,112,800
		ココカラファイン	100	2,718.00	271,800
		三越伊勢丹ホールディングス	2,800	1,447.00	4,051,600
		ウエルシアホールディングス	100	5,240.00	524,000
		クリエイトSDホールディングス	100	3,785.00	378,500
		丸善CHIホールディングス	200	309.00	61,800
		あさひ	100	1,522.00	152,200
		コスモス薬品	100	10,710.00	1,071,000
		セブン&アイ・ホールディングス	5,800	3,775.00	21,895,000
		ツルハホールディングス	100	9,150.00	915,000
		サンマルクホールディングス	100	4,920.00	492,000
		トリドール	200	962.00	192,400
		総合メディカル	100	3,865.00	386,500
		カップ・クリエイトホールディングス	100	1,895.00	189,500
		良品計画	200	10,740.00	2,148,000
		三城ホールディングス	100	459.00	45,900
		コナカ	200	910.00	182,000
		コーナン商事	400	1,057.00	422,800
		ワタミ	200	1,407.00	281,400
		ドンキホーテホールディングス	400	5,850.00	2,340,000
		西松屋チェーン	300	802.00	240,600
		ゼンショーホールディングス	600	1,080.00	648,000
		サイゼリヤ	200	1,230.00	246,000
		ユナイテッドアローズ	200	4,160.00	832,000
		ハイデイ日高	100	2,080.00	208,000
		コロワイド	500	1,055.00	527,500
スギホールディングス	300	4,070.00	1,221,000		
ヨンドシーホールディングス	100	1,496.00	149,600		
ファミリーマート	500	4,570.00	2,285,000		
木曽路	100	1,812.00	181,200		
サトレストラシステムズ	400	687.00	274,800		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	千趣会	300	882.00	264,600
		ケーヨー	400	460.00	184,000
		日本瓦斯	200	1,029.00	205,800
		マルエツ	1,000	342.00	342,000
		ロイヤルホールディングス	300	1,560.00	468,000
		いなげや	300	989.00	296,700
		島忠	300	2,342.00	702,600
		チヨダ	200	2,068.00	413,600
		ライフコーポレーション	100	1,600.00	160,000
		リンガーハット	200	1,479.00	295,800
		A O K Iホールディングス	100	3,365.00	336,500
		コメリ	200	2,698.00	539,600
		青山商事	400	2,690.00	1,076,000
		しまむら	200	10,380.00	2,076,000
		高島屋	2,000	987.00	1,974,000
		松屋	300	1,090.00	327,000
		エイチ・ツー・オー リテイリング	1,000	853.00	853,000
		近鉄百貨店	1,000	342.00	342,000
		ニッセンホールディングス	500	408.00	204,000
		パルコ	200	931.00	186,200
		丸井グループ	1,800	1,021.00	1,837,800
		アクシアル リテイリング	100	1,545.00	154,500
		ダイエー	950	334.00	317,300
		イズミヤ	1,000	462.00	462,000
		イオン	5,400	1,387.00	7,489,800
		ユニーグループ・ホールディングス	1,400	658.00	921,200
		イズミ	300	3,105.00	931,500
		平和堂	200	1,487.00	297,400
		フジ	200	1,755.00	351,000
		ヤオコー	100	4,185.00	418,500
		ゼビオ	200	2,028.00	405,600
		ケーズホールディングス	300	3,245.00	973,500
		アインファーマシーズ	100	4,990.00	499,000
		ヤマダ電機	5,500	355.00	1,952,500
		アークランドサカモト	100	1,698.00	169,800
		ニトリホールディングス	300	9,550.00	2,865,000
		吉野家ホールディングス	500	1,215.00	607,500
		関西スーパーマーケット	200	900.00	180,000
		王将フードサービス	100	3,160.00	316,000
		プレナス	200	2,353.00	470,600
		ミニストップ	200	1,565.00	313,000
		アークス	200	1,932.00	386,400
		パロー	300	1,348.00	404,400
		ベルク	200	1,825.00	365,000
		ファーストリテイリング	300	38,150.00	11,445,000
		サンドラッグ	300	4,535.00	1,360,500
		東京デリカ	100	1,437.00	143,700
		ベルーナ	500	497.00	248,500
		じもとホールディングス	1,100	206.00	226,600
		新生銀行	12,000	249.00	2,988,000
		あおぞら銀行	7,000	289.00	2,023,000
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	104,700	651.00	68,159,700
		りそなホールディングス	13,200	512.00	6,758,400
		三井住友トラスト・ホールディングス	27,000	509.00	13,743,000
		三井住友フィナンシャルグループ	10,500	5,030.00	52,815,000
		第四銀行	2,000	354.00	708,000
		北越銀行	2,000	207.00	414,000

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	西日本シティ銀行	5,000	265.00	1,325,000
		千葉銀行	5,000	700.00	3,500,000
		横浜銀行	9,000	544.00	4,896,000
		常陽銀行	5,000	519.00	2,595,000
		群馬銀行	3,000	570.00	1,710,000
		武蔵野銀行	200	3,445.00	689,000
		千葉興業銀行	400	751.00	300,400
		筑波銀行	700	357.00	249,900
		東京都民銀行	300	1,071.00	321,300
		七十七銀行	2,000	496.00	992,000
		青森銀行	1,000	267.00	267,000
		秋田銀行	1,000	277.00	277,000
		山形銀行	1,000	437.00	437,000
		岩手銀行	100	5,170.00	517,000
		東邦銀行	1,000	314.00	314,000
		東北銀行	2,000	146.00	292,000
		みちのく銀行	1,000	204.00	204,000
		ふくおかフィナンシャルグループ	5,000	444.00	2,220,000
		静岡銀行	4,000	1,132.00	4,528,000
		十六銀行	2,000	373.00	746,000
		スルガ銀行	1,000	1,669.00	1,669,000
		八十二銀行	3,000	599.00	1,797,000
		山梨中央銀行	1,000	453.00	453,000
		大垣共立銀行	2,000	278.00	556,000
		福井銀行	1,000	241.00	241,000
		北國銀行	1,000	356.00	356,000
		清水銀行	100	2,763.00	276,300
		滋賀銀行	1,000	535.00	535,000
		南都銀行	1,000	388.00	388,000
		百五銀行	1,000	409.00	409,000
		京都銀行	3,000	845.00	2,535,000
		紀陽銀行	600	1,395.00	837,000
		ほくほくフィナンシャルグループ	9,000	204.00	1,836,000
		広島銀行	4,000	417.00	1,668,000
		山陰合同銀行	1,000	732.00	732,000
		中国銀行	1,000	1,332.00	1,332,000
		鳥取銀行	1,000	190.00	190,000
		伊予銀行	1,500	1,017.00	1,525,500
		百十四銀行	1,000	358.00	358,000
		四国銀行	1,000	231.00	231,000
		阿波銀行	1,000	511.00	511,000
		鹿児島銀行	1,000	656.00	656,000
		大分銀行	1,000	385.00	385,000
		宮崎銀行	1,000	293.00	293,000
		肥後銀行	1,000	560.00	560,000
		佐賀銀行	2,000	224.00	448,000
		十八銀行	1,000	237.00	237,000
		沖縄銀行	100	3,820.00	382,000
		琉球銀行	300	1,172.00	351,600
		八千代銀行	100	2,671.00	267,100
		セブン銀行	5,300	379.00	2,008,700
		みずほフィナンシャルグループ	179,200	214.00	38,348,800
山口フィナンシャルグループ	1,000	928.00	928,000		
長野銀行	1,000	179.00	179,000		
名古屋銀行	1,000	343.00	343,000		
北洋銀行	2,000	392.00	784,000		
第三銀行	1,000	174.00	174,000		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	中京銀行	1,000	176.00	176,000
		愛媛銀行	1,000	227.00	227,000
		京葉銀行	1,000	494.00	494,000
		関西アーバン銀行	2,000	118.00	236,000
		栃木銀行	1,000	399.00	399,000
		北日本銀行	100	2,532.00	253,200
		東和銀行	2,000	92.00	184,000
		福島銀行	2,000	87.00	174,000
		トモニホールディングス	1,200	400.00	480,000
		フィデアホールディングス	1,100	197.00	216,700
		池田泉州ホールディングス	1,100	474.00	521,400
		S B Iホールディングス	1,700	1,499.00	2,548,300
		ジャフコ	200	5,730.00	1,146,000
		大和証券グループ本社	14,000	989.00	13,846,000
		野村ホールディングス	28,400	787.00	22,350,800
		岡三証券グループ	1,000	957.00	957,000
		丸三証券	600	856.00	513,600
		東洋証券	1,000	353.00	353,000
		東海東京フィナンシャル・ホールディングス	1,600	922.00	1,475,200
		水戸証券	1,000	493.00	493,000
		いちよし証券	300	1,557.00	467,100
		松井証券	700	1,189.00	832,300
		マネックスグループ	1,800	419.00	754,200
		カブドットコム証券	600	568.00	340,800
		極東証券	200	1,909.00	381,800
		岩井コスモホールディングス	200	1,402.00	280,400
		N K S Jホールディングス	3,100	2,853.00	8,844,300
		M S & A Dインシュアランスグループホール	4,100	2,725.00	11,172,500
		ソニーフィナンシャルホールディングス	1,300	1,867.00	2,427,100
		第一生命保険	7,000	1,608.00	11,256,000
		東京海上ホールディングス	5,400	3,365.00	18,171,000
		T & Dホールディングス	4,800	1,371.00	6,580,800
		全国保証	200	4,690.00	938,000
		クレディセゾン	1,100	2,815.00	3,096,500
		芙蓉総合リース	200	4,115.00	823,000
		興銀リース	300	3,015.00	904,500
		東京センチュリーリース	300	3,495.00	1,048,500
		日本証券金融	700	779.00	545,300
		アイフル	2,500	447.00	1,117,500
		ポケットカード	200	876.00	175,200
		リコーリース	100	3,090.00	309,000
		イオンフィナンシャルサービス	800	2,697.00	2,157,600
		アコム	3,000	369.00	1,107,000
		ジャックス	1,000	467.00	467,000
		オリエントコーポレーション	3,000	247.00	741,000
		日立キャピタル	300	2,917.00	875,100
		オリックス	8,500	1,859.00	15,801,500
		三菱UFJリース	3,600	625.00	2,250,000
		日本取引所グループ	2,000	2,901.00	5,802,000
		N E Cキャピタルソリューション	100	2,977.00	297,700
		日本駐車場開発	28	7,600.00	212,800
		ヒューリック	2,300	1,732.00	3,983,600
		野村不動産ホールディングス	900	2,307.00	2,076,300
常和ホールディングス	100	2,799.00	279,900		
フージャースホールディングス	300	727.00	218,100		
オープンハウス	100	2,492.00	249,200		
東急不動産ホールディングス	3,100	922.00	2,858,200		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	飯田グループホールディングス	600	1,949.00	1,169,400
		パーク24	800	1,926.00	1,540,800
		三井不動産	7,000	3,415.00	23,905,000
		三菱地所	10,000	2,808.00	28,080,000
		平和不動産	300	1,730.00	519,000
		東京建物	3,000	1,023.00	3,069,000
		ダイビル	500	1,173.00	586,500
		京阪神ビルディング	400	540.00	216,000
		住友不動産	3,000	4,750.00	14,250,000
		大京	2,000	275.00	550,000
		テーオーシー	500	784.00	392,000
		レオパレス21	1,400	564.00	789,600
		フジ住宅	300	669.00	200,700
		空港施設	200	838.00	167,600
		住友不動産販売	100	3,115.00	311,500
		ゴールドクレスト	100	2,574.00	257,400
		日神不動産	400	391.00	156,400
		タカラレーベン	800	353.00	282,400
		サンヨーハウジング名古屋	100	1,189.00	118,900
		イオンモール	900	2,849.00	2,564,100
		トーセイ	200	773.00	154,600
		エヌ・ティ・ティ都市開発	800	1,117.00	893,600
		サンフロンティア不動産	100	1,407.00	140,700
		日本空港ビルデング	500	2,228.00	1,114,000
		日本工営	1,000	420.00	420,000
		日本M&Aセンター	100	6,700.00	670,000
		アコーディア・ゴルフ	700	1,238.00	866,600
		タケエイ	100	1,259.00	125,900
		エス・エム・エス	100	2,249.00	224,900
		テンプホールディングス	300	2,711.00	813,300
		クックパッド	100	3,225.00	322,500
		スタジオアリス	100	1,417.00	141,700
		NECフィールディング	100	1,156.00	115,600
		総合警備保障	500	1,989.00	994,500
		カカクコム	900	1,853.00	1,667,700
		新日本科学	100	1,353.00	135,300
		ツクイ	200	899.00	179,800
		エムスリー	5	259,100.00	1,295,500
		ディー・エヌ・エー	800	2,417.00	1,933,600
		博報堂DYホールディングス	2,000	808.00	1,616,000
		ぐるなび	100	3,180.00	318,000
		一休	1	146,400.00	146,400
		PGMホールディングス	200	1,010.00	202,000
		バリューコマース	100	1,420.00	142,000
		J Pホールディングス	400	418.00	167,200
		イーピーエス	2	115,700.00	231,400
		ケネディクス	1,900	511.00	970,900
		電通	1,400	4,310.00	6,034,000
		テイクアンドギヴ・ニーズ	100	2,284.00	228,400
		みらかホールディングス	400	4,775.00	1,910,000
		サニックス	200	1,065.00	213,000
オリエンタルランド	400	14,920.00	5,968,000		
ダスキン	500	1,907.00	953,500		
明光ネットワークジャパン	100	1,082.00	108,200		
ラウンドワン	500	882.00	441,000		
リゾートトラスト	200	3,825.00	765,000		
ビー・エム・エル	100	3,405.00	340,500		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額
株式	日本円	もしもしホットライン	300	1,117.00	335,100
		ユー・エス・エス	1,800	1,379.00	2,482,200
		セントラルスポーツ	200	1,502.00	300,400
		リロ・ホールディング	100	5,000.00	500,000
		エイチ・アイ・エス	100	5,620.00	562,000
		共立メンテナンス	100	3,775.00	377,500
		イチネンホールディングス	300	755.00	226,500
		建設技術研究所	300	968.00	290,400
		東京都競馬	1,000	403.00	403,000
		東京ドーム	1,000	703.00	703,000
		西尾レントオール	100	2,529.00	252,900
		トランス・コスモス	200	1,951.00	390,200
		乃村工藝社	300	863.00	258,900
		藤田観光	1,000	401.00	401,000
		日本管財	100	1,956.00	195,600
		セコム	1,500	6,090.00	9,135,000
		メイテック	200	2,805.00	561,000
		アサツー ディ・ケイ	300	2,386.00	715,800
		応用地質	200	1,616.00	323,200
		ベネッセホールディングス	500	3,900.00	1,950,000
		イオンディライト	200	2,077.00	415,400
ニチイ学館	300	858.00	257,400		
ダイセキ	300	1,952.00	585,600		
小計					2,485,780,700
		銘柄数:	1,101		
		組入時価比率:	97.2%		100.0%
合計					2,485,780,700

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### 株式以外の有価証券

(平成25年12月10日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	券面総額	評価額
新株予約 権証券	日本円	日医工株式会社 新株予約権		300	135,000
	小計			300	135,000
		銘柄数:	1		
		組入時価比率:	0.0%		100.0%
合計					135,000

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成26年1月31日現在

資産総額	93,467,643円
負債総額	164,661円
純資産総額（ - ）	93,302,982円
発行済数量	79,885,956口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1680円

（参考情報）

P R U国内株式マザーファンド

資産総額	2,519,449,142円
負債総額	73,711,024円
純資産総額（ - ）	2,445,738,118円
発行済数量	2,015,230,785口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2136円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

### (2) 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成しません。したがって、該当事項はありません。

### (3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 譲渡制限

該当事項はありません。ただし、受益権の譲渡等は以下によるものとします。

#### 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 前記 a. の申請のある場合には、前記 a. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 a. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 前記 a. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に對抗することができません。

### (5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託銀行と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。



（ 7 ） 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成26年1月末現在の資本金の額：219百万円

会社が発行する株式総数：30,000株

発行済株式総数：7,360株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

取締役会はその決議によって委託会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、法令または会社定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主またはその代理人が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。なお、取締役の選任は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会は、その決議によって代表取締役1名以上を選定します。また、その決議によって役付取締役1名以上を定めることができます。

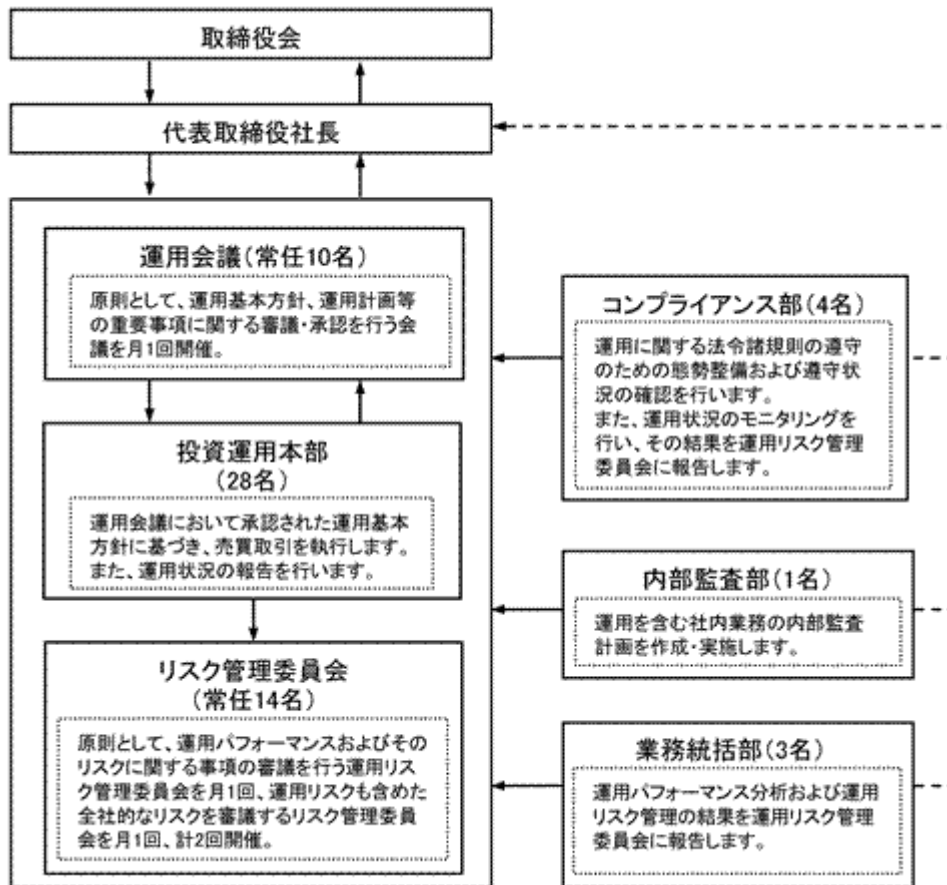
取締役会を招集するには、各取締役及び監査役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を發します。ただし、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は代表取締役の1名が招集し、議長となります。代表取締役のいずれにも事故ある場合には、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

#### 委託会社の運用体制



## 委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等



前記の運用体制等は平成26年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社は、1875年に設立された米プルデンシャル保険を中核とする大手総合金融グループの一員です。グループ全体の運用資産は約105兆円（10,762億米ドル、円換算レート1米ドル=98.12円、平成25年9月末現在）にのぼります。グループの運用部門は、ポートフォリオ・マネージャーとアナリストを世界に配し、グローバルな運用を行っています。

なお、平成26年1月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は29本、純資産総額の合計金額は約724,978百万円です。以下はその種類別の内訳です。

追加型株式投資信託	26本
単位型株式投資信託	3本
追加型公社債投資信託	0本
単位型公社債投資信託	0本

### 3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	第 6 期 (平成24年 3月31日)	第 7 期 (平成25年 3月31日)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	1,906,860	2,459,775
前払費用	27,512	36,835
未収入金	2,981	3,027
立替金	822	343
未収委託者報酬	70,686	66,014
未収運用受託報酬	1,447,241	1,842,346
未収収益	73,355	49,868
繰延税金資産	65,264	66,167
流動資産計	3,594,724	4,524,378
固定資産		
有形固定資産	86,700	108,250
建物附属設備 * 2	65,564	85,386
器具備品 * 2	21,136	22,863
無形固定資産	135,633	167,205
ソフトウェア	135,633	167,205
投資その他の資産	100,704	135,660
長期差入保証金	1,113	4,496
繰延税金資産	99,590	131,164
固定資産計	323,037	411,117
資産合計	3,917,761	4,935,496

	第6期 (平成24年3月31日)	第7期 (平成25年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
未払金	27,001	49,304
未払手数料	18,287	18,300
その他未払金	8,713	31,004
未払費用 * 1	900,826	1,474,723
未払法人税等	453,976	300,262
未払消費税等	98,210	64,420
預り金	17,432	20,065
賞与引当金	44,609	59,436
役員賞与引当金	4,200	5,000
その他流動負債	2	-
流動負債計	1,546,259	1,973,212
固定負債		
長期未払費用 * 1	33,203	48,039
退職給付引当金	265,821	331,297
役員退職慰労引当金	10,294	13,535
資産除去債務	42,973	61,113
固定負債計	352,292	453,986
負債合計	1,898,552	2,427,198

	第6期 (平成24年3月31日)	第7期 (平成25年3月31日)
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	219,000	219,000
資本剰余金	149,000	149,000
資本準備金	149,000	149,000
利益剰余金	1,651,209	2,140,297
利益準備金	14,720	54,750
その他利益剰余金	1,636,489	2,085,547
繰越利益剰余金	1,636,489	2,085,547
株主資本合計	2,019,209	2,508,297
純資産合計	2,019,209	2,508,297
負債・純資産合計	3,917,761	4,935,496

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 6 期 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）	第 7 期 （自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）
営業収益		
委託者報酬	471,147	423,987
運用受託報酬	5,290,463	6,067,148
その他営業収益	282,690	218,791
営業収益計	6,044,301	6,709,927
営業費用		
支払手数料	85,593	77,177
広告宣伝費	-	3,732
受益証券発行費	348	354
調査費	2,993,098	3,422,444
調査費	215,124	247,658
委託調査費	2,774,120	3,171,455
図書費	3,853	3,330
営業雑経費	36,724	40,629
通信費	5,584	6,641
印刷費	21,926	20,934
協会費	4,066	10,969
諸会費	5,147	2,084
営業費用計	3,115,765	3,544,337



	第6期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第7期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
一般管理費		
給料	872,099	988,906
役員報酬	23,000	23,125
給料・手当	653,435	750,877
賞与	132,304	134,666
賞与引当金繰入	44,609	59,436
役員賞与	14,550	15,800
役員賞与引当金繰入	4,200	5,000
福利厚生費	101,114	104,633
交際費	4,933	3,660
旅費交通費	30,032	34,711
水道光熱費	6,388	6,966
租税公課	14,569	14,723
不動産賃借料	140,036	161,883
退職給付費用	57,517	70,636
役員退職慰労引当金繰入	2,846	3,240
退職金	2,600	24,024
募集費	16,725	17,790
固定資産減価償却費	36,291	60,831
業務委託費	37,217	36,102
専門家報酬	89,829	46,147
消耗器具備品費	20,635	16,057
修繕維持費	13,690	17,979
諸経費	18,068	26,937
一般管理費計	1,464,597	1,635,233

	第6期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第7期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業利益	1,463,938	1,530,356
営業外収益		
受取利息	203	304
その他営業外収益	5	1,387
営業外収益計	209	1,691
営業外費用		
為替差損	57,753	57,919
投資有価証券売却損	9	-
その他営業外費用	25	43
営業外費用計	57,788	57,962
経常利益	1,406,358	1,474,085
特別損失		
固定資産除却損	3,033	548
特別損失計	3,033	548
税引前当期純利益	1,403,324	1,473,537
法人税、住民税及び事業税	623,452	604,764
法人税等調整額	118,598	32,476
当期純利益	898,471	901,248

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

( 単位：千円 )

		第 6 期	第 7 期
		(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
<b>株主資本</b>			
資本金	当期首残高	219,000	219,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	219,000	219,000
<b>資本剰余金</b>			
資本準備金	当期首残高	149,000	149,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	149,000	149,000
資本剰余金合計	当期首残高	149,000	149,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	149,000	149,000
<b>利益剰余金</b>			
利益準備金	当期首残高	-	14,720
	当期変動額	14,720	40,030
	当期末残高	14,720	54,750
<b>その他利益剰余金</b>			
繰越利益剰余金	当期首残高	899,937	1,636,489
	当期変動額 利益準備金の積立	14,720	40,030
	当期変動額 剰余金の配当	147,200	412,160
	当期変動額 当期純利益	898,471	901,248
	当期末残高	1,636,489	2,085,547
利益剰余金合計	当期首残高	899,937	1,651,209
	当期変動額 剰余金の配当	147,200	412,160
	当期変動額 当期純利益	898,471	901,248
	当期末残高	1,651,209	2,140,297
株主資本合計	当期首残高	1,267,937	2,019,209
	当期変動額 剰余金の配当	147,200	412,160
	当期変動額 当期純利益	898,471	901,248
	当期末残高	2,019,209	2,508,297

		第6期	第7期
		(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高	27	-
	当期変動額（純額）	27	-
	当期末残高	-	-
評価・換算差額等合計	当期首残高	27	-
	当期変動額	27	-
	当期末残高	-	-
純資産合計	当期首残高	1,267,964	2,019,209
	当期変動額	751,244	489,088
	当期末残高	2,019,209	2,508,297

## 重要な会計方針

<p>1．固定資産の減価償却方法</p> <p>2．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>3．引当金の計上基準</p> <p>4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については、5年間にわたる定額法を採用しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、次回支給見込み額のうち当会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(2)役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、次回支給見込み額のうち当会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
--	--

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第6期 (平成24年3月31日)		第7期 (平成25年3月31日)	
* 1	関係会社項目	* 1	関係会社項目
	未払費用 3,576千円		未払費用 18,246千円
	長期未払費用 33,203千円		長期未払費用 46,389千円
* 2	減価償却累計額 85,750千円	* 2	減価償却累計額 99,756千円
	有形固定資産		有形固定資産
	建物附属設備 54,557千円		建物附属設備 66,184千円
	器具備品 31,192千円		器具備品 33,571千円

## （株主資本等変動計算書関係）

第6期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	（株）	（株）	（株）	（株）
普通株式	7,360	-	-	7,360

2. 配当に関する事項					
決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （千円）	基準日	効力発生日
平成23年12月20日 取締役会	普通株式	147,200	20	平成23年 9月30日	平成23年 12月21日

第7期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	（株）	（株）	（株）	（株）
普通株式	7,360	-	-	7,360

2. 配当に関する事項					
決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （千円）	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 株主総会	普通株式	412,160	56	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

## （金融商品関係）

第6期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）				第7期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）			
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は主として国内の機関投資家を顧客とする投資一任業務を行っております。財務体質を毀損させようおそれのある投機的な金融商品取引を行わないこととしております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>現金及び預金並びに営業債権である未収運用受託報酬は、預入先金融機関および顧客の信用リスクに晒されております。また、それらのうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>営業債務である未払費用のうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>顧客の信用リスクについては、顧客からの預り資産残高の推移等に基づいてモニターしております。</p> <p>外貨建債権・債務については、その残高および為替相場の変動による影響を定期的にモニターしております。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>				<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は主として国内の機関投資家を顧客とする投資一任業務を行っております。財務体質を毀損させようおそれのある投機的な金融商品取引を行わないこととしております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制</p> <p>現金及び預金並びに営業債権である未収運用受託報酬は、預入先金融機関および顧客の信用リスクに晒されております。また、それらのうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>営業債務である未払費用のうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>顧客の信用リスクについては、顧客からの預り資産残高の推移等に基づいてモニターしております。</p> <p>外貨建債権・債務については、その残高および為替相場の変動による影響を定期的にモニターしております。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>			
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)		貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,906,860	1,906,860	-	(1) 現金及び預金	2,459,775	2,459,775	-
(2) 未収運用受託報酬	1,447,241	1,447,241	-	(2) 未収運用受託報酬	1,842,346	1,842,346	-
資産計	3,354,101	3,354,101	-	資産計	4,302,121	4,302,121	-
(1) 未払費用	900,826	900,826	-	(1) 未払費用	1,474,723	1,474,723	-
負債計	900,826	900,826	-	負債計	1,474,723	1,474,723	-



第6期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		第7期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
<p>(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項</p> <p><u>資産</u></p> <p>(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p><u>負債</u></p> <p>(1) 未払費用</p> <p>これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の決算日後の回収予定額</p>		<p>(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項</p> <p><u>資産</u></p> <p>(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p><u>負債</u></p> <p>(1) 未払費用</p> <p>これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の決算日後の回収予定額</p>	
	1年以内(千円)		1年以内(千円)
現金及び預金	1,906,860	現金及び預金	2,459,775
未収運用受託報酬	1,447,241	未収運用受託報酬	1,842,346
合計	3,354,101	合計	4,302,121

## （退職給付関係）

第6期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第7期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）												
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務及びその内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">265,821</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">265,821</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">60,117</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	265,821	(2) 退職給付引当金	265,821	勤務費用	60,117	<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務及びその内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">331,297</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">331,297</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">70,636</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	331,297	(2) 退職給付引当金	331,297	勤務費用	70,636
(1) 退職給付債務	265,821												
(2) 退職給付引当金	265,821												
勤務費用	60,117												
(1) 退職給付債務	331,297												
(2) 退職給付引当金	331,297												
勤務費用	70,636												

## （税効果会計関係）

第 6 期 (平成24年 3月31日)	第 7 期 (平成25年 3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税	未払事業税
32,234 千円	24,634 千円
未払費用	未払費用
15,995 千円	18,358 千円
賞与引当金	賞与引当金
16,956 千円	22,591 千円
長期未払費用	長期未払費用
8,809 千円	13,765 千円
退職給付引当金	退職給付引当金
76,642 千円	99,978 千円
資産除去債務	資産除去債務
15,315 千円	21,783 千円
その他	その他
5,108 千円	6,693 千円
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
171,062 千円	207,806 千円
評価性引当額	評価性引当額
- 千円	- 千円
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
171,062 千円	207,806 千円
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去債務	資産除去債務
5,955 千円	10,474 千円
その他	その他
250 千円	- 千円
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
6,206 千円	10,474 千円
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
164,855 千円	197,331 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間に重要な差異があるときの、 当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間に重要な差異があるときの、 当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間の差異が法定実効税率の100 分の5以下であるため注記を省略しておりま す。
40.7 %	
(調整)	
交際費等永久に損金に算 入されない項目	
1.0 %	
評価性引当額	
7.0 %	
税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正	
1.3 %	
その他	
0.1 %	
税効果会計適用後の法人税 等の負担率	
36.0 %	

第6期 (平成24年3月31日)	第7期 (平成25年3月31日)
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度からの法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債控除後)は18,713千円減少し、法人税等調整額が18,713千円増加しております。</p>	

## （資産除去債務関係）

## 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1．当該資産除去債務の概要

本社として使用する事務所の定期建物賃貸借契約（契約期間15年）に伴う原状回復義務等があります。

## 2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年から15年と見積り、割引率は0.5%から1.9%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3．当該資産除去債務の総額の増減

	第6期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第7期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	37,979千円	42,973千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,257千円	17,343千円
時の経過による調整額	735千円	803千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円	- 千円
その他増減額（は減少）	- 千円	6千円
期末残高	42,973千円	61,113千円

## (セグメント情報等)

## 〔セグメント情報〕

第6期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、前事業年度についても当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

第6期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

資産運用業のサービスに関する外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
5,112,739	646,398	285,162	6,044,301

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
ジブラルタ生命保険株式会社	3,700,445	資産運用業
プルデンシャル生命保険株式会社	858,098	資産運用業
A社	646,398	資産運用業

上記のジブラルタ生命保険株式会社の金額には、A I Gエジソン生命保険株式会社、エイアイジー・スター生命保険株式会社との取引金額が含まれております。

A I Gエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社は、平成24年1月1日付で、ジブラルタ生命保険株式会社と合併しております。

なお、A社に関しては、同社との守秘義務契約遵守のため、顧客の名称の開示を省略しております。

## 〔セグメント情報〕

第7期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、前事業年度についても当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

第7期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

資産運用業のサービスに関する外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
5,617,793	870,951	221,182	6,709,927

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
ジブラルタ生命保険株式会社	4,159,003	資産運用業
プルデンシャル生命保険株式会社	900,583	資産運用業
A社	870,951	資産運用業

なお、A社に関しては、同社との守秘義務契約遵守のため、顧客の名称の開示を省略しております。

## （関連当事者情報）

第6期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

## 1．関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Prudential Financial, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	6百万米ドル	金融サービス業	〔被所有〕間接100%	親会社株式によるストック・オプション等（注1）	福利厚生費	18,315	未払費用	3,576
									長期未払費用	33,203

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の 子会社	ブルデンシャル生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	29,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取（注2）	858,098	未収運用受託報酬	253,078
親会社の 子会社	ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	75,500百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取（注2）	3,700,445	未収運用受託報酬	1,003,835
親会社の 子会社	Prudential Investment Management, Inc.	Mulberry Street Gateway Center Three, Newark, New Jersey, USA	98米ドル	投信・投資顧問業	無し	投資顧問業務の再委託契約等	投資顧問報酬の支払（注2）	2,720,834	未払費用	790,171
						サービス契約	サービス料	282,690	未収収益	73,355

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

上記のジブラルタ生命保険株式会社の取引金額には、A I Gエジソン生命保険株式会社、エイアイジー・スター生命保険株式会社との取引金額が含まれております。

A I Gエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社は、平成24年1月1日付で、ジブラルタ生命保険株式会社と合併しております。

取引の条件及び取引条件の決定方針等

（注1）親会社株式によるストック・オプション等とは、過年度におけるストック・オプション行使コスト等及び制限株式費用と同様の内容であります。

（注2）運用受託報酬及び投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2．親会社に関する注記

Prudential Financial, Inc.（ニューヨーク証券取引所に上場）

Prudential International Investments Corporation

## 第7期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Prudential Financial, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	6百万米ドル	金融サービス業	〔被所有〕間接100%	親会社株式によるストック・オプション等（注1）	福利厚生費	23,310	未払費用	18,246
									長期未払費用	46,389

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ブルデンシャル生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	29,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取（注2）	900,583	未収運用受託報酬	275,071
親会社の子会社	ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	75,500百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取（注2）	4,159,003	未収運用受託報酬	1,194,184
親会社の子会社	Prudential Investment Management, Inc.	Mulberry Street Gateway Center Three, Newark, New Jersey, USA	98米ドル	投信・投資顧問業	無し	投資顧問業務の再委託契約等	投資顧問報酬の支払（注2）	3,108,864	未払費用	1,368,924
						サービス契約	サービス料	218,791	未収収益	49,868

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引の条件及び取引条件の決定方針等

（注1）親会社株式によるストック・オプション等とは、過年度におけるストック・オプション行使コスト等及び制限株式費用と同様の内容であります。

（注2）運用受託報酬及び投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

Prudential Financial, Inc.（ニューヨーク証券取引所に上場）

Prudential International Investments Corporation



## （ 1株当たり情報 ）

第6期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）		第7期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	
1株当たり純資産額	274,349.06円	1株当たり純資産額	340,801.32円
1株当たり当期純利益	122,074.96円	1株当たり当期純利益	122,452.26円
損益計算書上の当期純利益	898,471千円	損益計算書上の当期純利益	901,248千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	898,471千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	901,248千円
差額	- 千円	差額	- 千円
期中平均株式数・普通株式	7,360株	期中平均株式数・普通株式	7,360株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

## 中間財務諸表

## ( 1 ) 中間貸借対照表

( 単位：千円 )

		第 8 期中間会計期間 (平成25年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		2,172,700
前払費用		39,358
未収入金		3,395
立替金		360
未収委託者報酬		55,348
未収運用受託報酬		1,849,843
未収収益		44,248
繰延税金資産		117,864
その他流動資産		43
流動資産合計		4,283,163
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1	79,029
器具備品	*1	19,818
有形固定資産合計		98,847
無形固定資産		165,387
投資その他の資産		
差入保証金		4,496
長期繰延税金資産		154,085
投資その他の資産合計		158,581
固定資産合計		422,817
資産合計		4,705,980

(単位:千円)

第8期中間会計期間  
(平成25年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

未払金		37,008
未払費用		1,510,759
未払法人税等		432,211
未払消費税等	*2	55,276
預り金		14,642
賞与引当金		168,020
役員賞与引当金		15,000
その他流動負債		38

---

流動負債合計		2,232,956
--------	--	-----------

---

## 固定負債

長期末払費用		62,215
退職給付引当金		379,685
役員退職慰労引当金		15,486
資産除去債務		61,541

---

固定負債合計		518,927
--------	--	---------

---

負債合計		2,751,884
------	--	-----------

---

(単位：千円)

第8期中間会計期間  
(平成25年9月30日)

## 純資産の部

## 株主資本

資本金 219,000

## 資本剰余金

資本準備金 149,000

資本剰余金合計 149,000

## 利益剰余金

利益準備金 54,750

## その他利益剰余金

繰越利益剰余金 1,531,346

利益剰余金合計 1,586,096

株主資本合計 1,954,096

純資産合計 1,954,096

負債純資産合計 4,705,980

## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位：千円 )

第 8 期中間会計期間  
( 自 平成25年 4 月 1 日  
至 平成25年 9 月30日 )

営業収益		
委託者報酬		226,841
運用受託報酬		3,527,086
その他の営業収益		94,681
営業収益合計		3,848,609
営業費用及び一般管理費	*1	2,957,530
営業利益		891,079
営業外収益		
受取利息		216
為替差益		10,829
営業外収益合計		11,045
経常利益		902,125
特別損失		
固定資産除却損		149
特別損失合計		149
税引前中間純利益		901,975
法人税、住民税及び事業税		426,795
法人税等調整額		74,618
法人税等合計		352,177
中間純利益		549,798

## 重要な会計方針

	第8期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、退職一時金制度について退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

第 8 期中間会計期間 (平成25年 9 月30日)		
* 1	減価償却累計額	106,046千円
	有形固定資産	
	建物附属設備	72,542千円
	器具備品	33,504千円
* 2	消費税等の取扱い	
	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の うえ、未払消費税等として表示しており ます。	

( 中間損益計算書関係 )

第 8 期中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)		
* 1	減価償却実施額	33,071千円
	有形固定資産	9,680千円
	無形固定資産	23,391千円

## （金融商品関係）

第8期中間会計期間  
（平成25年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,172,700	2,172,700	-
(2) 未収運用受託報酬	1,849,843	1,849,843	-
資産計	4,022,543	4,022,543	-
(1) 未払費用	1,510,759	1,510,759	-
負債計	1,510,759	1,510,759	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

## (1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

## (1) 未払費用

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



## （資産除去債務関係）

第8期中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの	
当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度期首残高	61,113千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
時の経過による調整額	427千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円
その他増減額（ は減少）	- 千円
当中間会計期間末残高	<u>61,541千円</u>

## (セグメント情報等)

## 〔セグメント情報〕

第8期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

第8期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

資産運用業のサービスに関する外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
3,136,199	616,146	96,263	3,848,608

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
ジブラルタ生命保険株式会社	2,235,811	資産運用業
プルデンシャル生命保険株式会社	523,006	資産運用業
A社	616,146	資産運用業

なお、A社に関しては、同社との守秘義務契約遵守のため、顧客の名称の開示を省略しております。

## （ 1 株当たり情報）

第 8 期中間会計期間 ( 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日 )	
1 株当たり純資産額	265,502.20円
1 株当たり中間純利益金額	74,700.87円
( 注 ) 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎 は、以下のとおりであります。	
中間純利益	549,798千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	549,798千円
期中平均株式数	7,360株
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ( 1 ) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- ( 2 ) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- ( 3 ) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ））、（ 5 ）において同じ。 ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ( 4 ) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ( 5 ) 上記（ 3 ））、（ 4 ））に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- ( 1 ) 定款の変更  
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ( 2 ) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社および当ファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託銀行

名称：株式会社りそな銀行

資本金の額：279,928百万円（平成25年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年9月末現在）

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原投資信託契約に係る信託事務の処理の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託会社（株式会社りそな銀行）から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
野村證券株式会社 1	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
キャピタル・パートナーズ証券株式会社 1	2,950百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,957百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
みずほ証券株式会社 1	125,167百万円	
株式会社S B I証券	47,937百万円	

1 野村證券株式会社、キャピタル・パートナーズ証券株式会社、みずほ証券株式会社は、受益権の募集の取扱いは行いません。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託銀行における関係業務の概要

投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の処理の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

### (2) 販売会社における関係業務の概要

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。

## 3【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しています。

平成24年12月28日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年1月4日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年3月8日	有価証券届出書
平成25年3月8日	有価証券報告書
平成25年9月10日	半期報告書
平成25年9月10日	有価証券届出書の訂正届出書

## 独立監査人の監査報告書

平成26年2月5日

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRU国内株式マーケット・パフォーマーの平成24年12月11日から平成25年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRU国内株式マーケット・パフォーマーの平成25年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月10日

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。